

2023

FUKUSHIN Disclosure

福島信用金庫のあらまし



第11回 ふくしん「東北・夢の桜街道」児童絵画コンクール 福島信用金庫 理事長賞受賞作品

○ 福島信用金庫

2023 FUKUSHIN Disclosure

福島信用金庫のあらまし



福島信用金庫 理事長賞受賞作品

〈タイトル〉さくらのトンネル

伊達市立保原小学校4年生 泉 稀琉さん

第11回ふくしん「東北・夢の桜街道」 児童絵画コンクール

福島の明日を担う子どもたちが、地元のさくらを描くことで、自然を大切にする心、郷土を愛する心を育み、心豊かに成長できるように、地域貢献活動の一環として開催しております。

● C O N T E N T S ●

■ 経営方針	2
■ 沿革・ふくしんのあゆみ	3
■ ふくしん中期経営計画(令和3年度から令和5年度)	4
■ 地域活性化のための取り組み	5
■ 中小企業経営改善のための取り組み状況	8
■ トピックス	11
■ 令和4年度の業績	12
■ 自己資本の状況	14
■ 不良債権の状況	15
■ 総代会制度	16
■ 金庫組織	18
■ 経営管理態勢	19
■ 人財育成・活気ある職場づくり	24
■ CS(お客さま満足)向上運動	25
■ 店舗・キャッシュサービスコーナーのご案内	26
■ しんきんネットワーク	28
■ 業務のご案内	30
■ 手数料のご案内	33
■ 事業の内容	34
■ 資料編	35

＼地元で元気に！地元に活気を！／



Profile (令和5年3月末現在)



創立年月日 昭和51年5月1日

本店所在地 福島市万世町1番5号

総資産 4,818億円

預金 4,512億円

貸出金 1,967億円

自己資本比率 13.62%(国内基準)

出資金 16億99百万円

会員数 32,751名

店舗数 24店

常勤役職員数 305名

ごあいさつ

理事長 樋口 郁雄

令和5年7月



平素より、私ども福島信用金庫に対し格別のご愛顧、ご支援をいただき心より厚く御礼申し上げます。

令和4年度を振り返りますと、3年余り続きました新型コロナウイルス感染症は、政府による行動制限が徐々に緩和され、今年5月の大型連休明けにはインフルエンザと同等の5類に引き下げられました。これから社会経済活動に活気が戻るものと期待しております。

しかしながら、地域環境は依然として、人口減少や少子高齢化の問題、新型コロナウイルス感染症の長期化、資材・燃料価格の高騰、円安による物価高騰、さらにはロシアのウクライナ侵攻等の地政学リスクなど多くの課題を抱えており、国内、地方経済は今なお厳しい状況にあります。

金融機関を取り巻く環境も依然として厳しく、多くの課題が山積しておりますが、中期経営計画『ふくしん支援力の強化と変革への挑戦3か年計画』の中間年度となる令和4年度は、「五感六力」、「堅忍不拔」、「一陽来復」の3つのキーワードを支柱とし、お取引先に寄り添った金融支援、外部機関と連携しながらの本業支援といった金融仲介機能発揮に積極的に取り組んで参りました。また、人材支援を通じて地域の労働需給の安定化を目指すため公益財団法人産業雇用安定センターと連携協定を締結したほか、お取引先の事業継続を図るため事業承継・M&A支援、事業再構築補助金申請等の支援を行いました。加えて、持続可能な開発目標であるSDGsに取り組むお取引先に対し、資金援助だけでなく、目標達成に向けた支援を行う「ふくしんSDGsサポートローン」の取扱いを開始するなど、持続可能な地域社会経済の構築に向け、役職員一丸となり尽力して参りました。

令和4年度決算は減収減益となりましたが、お陰様をもちまして、19期連続の黒字決算となりましたことは、偏に地域の皆さま方の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

本年度も、当金庫の経営状況と事業内容をまとめたディスクロージャー誌「福島信用金庫のあらまし2023」を作成いたしましたので、当金庫へのご理解を一層深めていただきたく、ご高覧いただければ幸甚と存じます。

令和5年度は、中期経営計画『ふくしん支援力の強化と変革への挑戦3か年計画』の最終年度となります。前述の通り、コロナ禍の長期化や物価高騰、国際情勢のほか、従前から地域が抱えております人口減少、経営者の高齢化・後継者不足、中小企業数の減少など克服すべき課題があります。このような状況下にあるお取引先と地域経済が力強く回復できますよう、お客さまに寄り添い、外部機関や業界ネットワークを活用して持続可能なビジネスモデルを確立いたします。

信用金庫の原点である「相互扶助」の基本理念に基づき、地域のお客さまとの信頼関係を深め、本年のキーワードである「鳶目兎耳」、「万里一空」、「和衷協同」を精神的支柱とし、この難局を乗り越えるべく立ち向かって参りますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■ コーポレートメッセージ ■

暮らしのとなりに、いつもふくしん

当金庫は、「暮らしのとなりに、いつもふくしん」をコーポレートメッセージに3つの経営理念を掲げ、地域の繁栄と地域住民の豊かな暮らしづくりに貢献することを目指しています。

■ 経営理念 ■

地域の繁栄
地域の繁栄と
豊かな暮らしづくりに
貢献する

金庫の発展
心を合わせ積極的に
業務を展開し、強靭な
経営体質を作る

職員の幸せ
活気に満ち、
豊かな働きがいの
ある職場とする

■ シンボルマーク ■



当金庫のイメージに重ね、桃の特徴を活かしたシンプルで
まろやかな曲線で表現しています。

また、まろやかな曲線の円形は、当金庫を中心とした地域の
「輪」、地元の「和」にもつながり、福島信用金庫のイメージである
「身近にあって、親しみやすい金融機関」を表現しています。

■ 福島信用金庫歌 ■

福島信用金庫歌

作詞:福島信用金庫職員 作曲・編曲:西崎 進

1. この町で生まれ この町と共に歩む
いつも笑顔を絶やさず 感謝の気持ちを忘れず
吾妻の峰に広がる暮らし あふれる光と希望
つなぎ合う心で 夢を育む
ふくしん ふくしん 福島信用金庫
2. 今日の出会いが 明日に重なりあって
そして未来を創ろう 私の皆の手と手で
桃源郷に花は開いて きらめく生命のいぶき
つなぎ合う想いは 愛のふるさと
ふくしん ふくしん 福島信用金庫
3. 弛まず進もう 豊かな大地の元に
理念の翼をひろげて 輝く世界を謳おう
阿武隈川の清き流れは 大きなめぐみと力
つなぎ合う絆は 強く限りなく
ふくしん ふくしん 福島信用金庫



■沿革

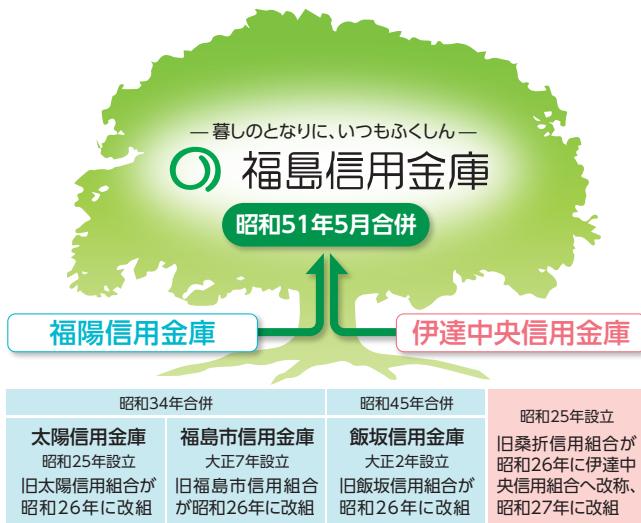
福島信用金庫は福陽信用金庫と伊達中央信用金庫が、1976(昭和51)年5月1日に対等合併し、地域の期待を受けて福島市を本店とする《福島信用金庫》として発足しました。

福陽信用金庫

福島市信用金庫(大正7年4月設立)と太陽信用金庫(昭和25年8月設立)が昭和34年7月に合併して福陽信用金庫となり、さらに昭和45年7月飯坂信用金庫(大正2年4月設立)と合併いたしました。

伊達中央信用金庫

昭和25年7月桑折信用組合として設立、26年7月伊達中央信用組合と改称、27年7月伊達中央信用金庫と改組しております。



■ふくしんのあゆみ

1970年代	1976(昭和51)年	5月	福島信用金庫発足(福陽・伊達中央両金庫合併) 角田林兵衛会長・佐藤長男理事長就任(預金量578億円)		
		11月	吉井田支店(福島市吉倉)を開設		
1977(昭和52)年		4月	福島市及び伊達郡管内9町へ社会福祉基金等の寄贈(2011年まで実施)		
		7月	浜田町支店(福島市浜田町)を開設、大町支店を廃店		
		8月	福島わらじまつりに役職員初参加(以後毎年継続参加)		
		10月	第14回全国杉の子大会福島市(幹事当金庫)で開催		
		11月	ふくしん年金友の会発足		
1978(昭和53)年		9月	ふくしん会発足		
		2月	為替・全銀データ通信システムへ加入		
		3月	第1回ふくしん会講演会開催(以後毎年継続開催)		
		6月	第1回ふくしん年金友の会旅行実施(2019年まで実施)		
		9月	第1回ふくしん年金友の会「会員憩いの集い」開催(以後隔年開催)		
1979(昭和54)年		10月	自営オンラインスタート		
		11月	八島田支店(福島市八島田)を開設、曾根田支店を廃店		
		5月	吾妻哲夫理事長就任		
		6月	合併創立5周年記念大会開催		
		9月	預金量1,000億円突破		
1980(昭和55)年		11月	第1回ふくしん年金友の会ゲートボール大会開催		
		5月	岡山支店(福島市岡部)を開設		
		6月	南支店(福島市黒岩)を開設		
		3月	森合支店(福島市森合)を開設		
		5月	合併創立10周年記念式典挙行		
1981(昭和56)年		5月	記念事業として管内市町に社会福祉基金・緑化基金並びに交通安全協会に交通安全対策基金を寄贈。公共施設に屋外用ベンチ寄贈		
		5月	ほうらい支店(福島市蓬莱町)を開設		
		10月	当金庫初の中小企業診断士誕生		
		4月	平野支店(福島市飯坂町平野)を開設		
		10月	新ロゴタイプとシンボルマークを制定		
1982(昭和57)年		11月	瀬上支店(福島市瀬上町)を開設		
		11月	預金量1,500億円突破		
		4月	鎌田支店(福島市本内)を開設		
		5月	合併創立15周年を記念し「暮しのとなりに、いつもふくしん」を合言葉に地域密着運動を展開		
		7月	都銀、地銀とCDオンライン提携		
1983(昭和58)年		8月	オンライン提携を都銀、地銀、第二地銀、信組、農協、労金に拡大		
		11月	あづま支店(福島市南中央)を開設		
		12月	預金量2,000億円突破		
		1月	「新経営理念の制定」(地域の繁栄と金庫の発展そして職員の幸せ)		
		5月	県内8信用金庫による「大規模災害時における相互支援に係る協定書」締結		
1984(昭和59)年		5月	合併創立40周年記念式典挙行、「福島信用金庫歌」完成		
		5月	合併創立40周年を記念して、総額190万円を管内2市3町へ寄贈		
		6月	「ふくしま夢の懸け橋ファンド」設立発表会		
		11月	READYFOR㈱とクラウドファンディングサービスの提携		
		9月	掛田・月館支店を統合し、「靈山おてひめ支店」オープン		
1985(昭和60)年		4月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		4月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		6月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1986(昭和61)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1987(昭和62)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1988(昭和63)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1989(平成元)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1990(平成2)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1991(平成3)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1992(平成4)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1993(令和2)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1994(令和3)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1995(令和4)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1996(令和5)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1997(令和6)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1998(令和7)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
1999(令和8)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
2000(令和9)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		
		4月	県内8信用金庫による「SDGs 共同宣言」		
		4月	ホームページ全面リニューアル		
2001(令和10)年		8月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート		
		11月	「ふくしん夢の音楽堂」開催		
		12月	預金量4,000億円突破		



ふくしん 『支援力の強化と変革への挑戦』 3か年計画

～課題解決による地域経済の力強い回復をめざして～

3か年計画最終年度(令和5年度)キーワード

えん もく と じ ばん り いっ くう わ ちゅう きょう どう
「鳶目兎耳」「万里一空」「和衷協同」

目指すべき姿

信用金庫は、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献する。



取組方針

お客さまの経営課題に向き合う伴走型支援を通じ、地域経済の力強い回復に貢献するとともに、伝統的な預貸金による収益の強化とあわせ、課題解決を起点とした収益力の強化を図るほか、時代の変化に柔軟かつスピード感をもって対応することにより協同組織金融機関としての持続可能なビジネスモデルを構築する。





地域活性化のための取り組み

FUKUSHIN Disclosure 2023

■地域創生のための取り組み

当金庫は、福島市・伊達市・桑折町・国見町・川俣町との間で「地域密着総合連携協定」を締結し、自治体と連携して地域の課題解決や活性化、地域経済の発展に取り組んでおります。

☆福島市 第2回「ふくしん夢の音楽会～古関裕而の世界をめぐるコンサート～」開催

開催日 ● 令和4年7月2日(土)

場 所 ● ふくしん夢の音楽堂(ネーミングライツパートナー)

ピアニスト富山律子さんの『オリンピックマーチ』ピアノ独奏で幕を開け、第1部では福島市が生んだ偉大な作曲家・古関裕而先生の数々の名曲を、福島メール・ハーモニーの合唱と福島マンドリンアンサンブルによるマンドリン演奏で楽しみました。第2部では、福島市内の小中学校10校・318名の児童・生徒による、古関裕而先生作曲の校歌を披露していただき、盛大な音楽会となりました。



☆伊達市 「6次産業化支援セミナー」開催

第1回 開催日 ● 令和4年6月16日(木) 場 所 ● 伊達中央交流館
テーマ ● 「農福連携で伊達市の美味しいを発信!」

講 師 ● (社福)ひろせ福祉会理事長 三浦正一氏／福島県授産事業振興会 渡部栄昭氏



第2回 開催日 ● 令和4年7月15日(金) 場 所 ● 伊達中央交流館
テーマ ● 「6次化商品に新たな価値をプラス～機能性表示とアップサイクル～」
講 師 ● 桜の聖母短期大学 市川優氏(栄養学博士)



「伊達市の美味しいを全国へ発信したい!」を共通テーマに掲げ、2回にわたって「6次産業化支援セミナー」を開催しました。セミナーには、聖光学院高校とのパートナーシップ協定に基づき、探究コース1年生12名も参加し、一緒に聴講しました。

☆桑折町 「桑折町SDGs推進町民会議」設立

〈設立記念トークセッション〉

開催日 ● 令和4年5月21日(土)

場 所 ● 多目的スタジオ「イコーゼ!」

テーマ ● 「私たちのSDGs宣言!!」

M C ● ラジオパーソナリティ 藤原カズヒロ氏

ゲスト ● オープンデータラボ 長井英之氏

NPOビーンズ福島 江藤大裕氏

〈春休み特別企画〉

「カードゲームでSDGsについて学ぼう!」

開催日 ● 令和5年3月30日(木)

場 所 ● 桑折町公民館

テーマ ● 「SDGsを達成するために

私たちができることは何か?」

講 師 ● 共創ファシリテーター なかにしゅり氏



桑折町・三井住友海上火災保険㈱との三者で締結している「地方創生SDGsに関する包括連携協定」に基づき、「桑折町SDGs推進町民会議」が設立され、当金庫も参加しております。3月には桑折町の小学3~6年生21名が参加し、カードゲームを使ってSDGsを楽しく学びました。

☆川俣町 「まちcaféかわまた」開催

開催日 ● 令和4年4月29日(金) 場 所 ● ハシドラッグ川俣店 コミュニティスペース

テーマ ● 「自分らしく活き活きと活躍するために」

講 師 ● ライフケアコンサルタント 竹下小百合氏

川俣町在住の女性の皆さんのコミュニティづくりを目指し立ち上げた「働き世代の女性コミュニティ」のこけら落としイベントとして、第1部で講演を聴講した後、第2部で洋菓子工房kannoさんのケーキと本格コーヒーを楽しみながら“自分らしさ”をテーマに「お話し会」を行い、参加者の交流を深めました。コミュニティ登録者は、SNSを活用した情報共有や相互交流により、暮らしやすい町づくりを目指します。





地域活性化のための取り組み

■SDGs[持続可能な開発目標]への取り組み

福島県8信用金庫「SDGs共同宣言」

共同宣言

福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し地域社会の一員として各金庫の経営理念および地域特性を踏まえながら福島県の地域経済の持続的発展に向け連携して取り組むことを宣言します。



SDGs活動方針

1 地域経済



- 経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチ等への取組
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- 中小企業者に対する融資商品「地域創生支援ローン」の取扱
- 信金中金と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 保証協会・信金中央金庫との連携による勉強会の実施
- 中小企業者に対する融資商品「SDGsサポートローン」の取扱

2 地域社会



- 福島県しんきんゼロネットサービスの取組
- 特殊詐欺被害防止への取組
- 高齢化社会に向けた各種相談会の実施と「後見支援預金」の取扱
- 「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」への協力(警察との連携強化)
- 地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の成長と地域経済の活性化
- 子供たちの金融教育支援「マネースクール」の実施
- 子供の未来応援国民運動への参加(古本募金、職員募金活動の実施)

小学生向け金融教室 「ふくしん マネースクール」



3 地域環境



- 地球温暖化防止対策推進のため「福島議定書」への参加
- 一斉クリーン作戦の共同実施
- クールビズ・ウォームビズの共同実施
- 災害用備蓄品の配備
- ペーパーレス化への取組

「信用金庫の日」県内8金庫一斉クリーン作戦

毎年「信用金庫の日」(6月15日)と10月の年2回、県内8金庫一斉クリーン作戦を実施しています。



■ESG投資への取り組み

「ESG投資」とは

Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の3つの観点から企業の将来性や持続性などを分析・評価した上で、投資先(企業等)を選別する方法のことです。

SDGsを2030年までに全て達成するには膨大な資金が必要であり、その資金調達手段のひとつとしても期待されています。また、ESG投資を推進することは、将来の私たちの生活を持続可能にすることにもつながります。

当金庫では、ESGを考慮した投資運用に努めており、令和4年度は、合計で34億円投資しております。

■グリーンボンド:17億円

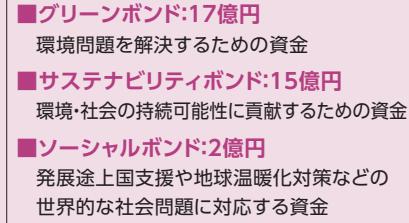
環境問題を解決するための資金

■サステナビリティボンド:15億円

環境・社会の持続可能性に貢献するための資金

■ソーシャルボンド:2億円

発展途上国支援や地球温暖化対策などの世界的な社会問題に対応する資金



■社会貢献活動・CSR(企業の社会的責任)への取り組み

当金庫はSDGsの取り組みの他、「地域との共存共栄」を願い、地域社会発展のため様々な活動を行っております。

地域の子どもたちのために

■第10回ふくしん「東北・夢の桜街道」児童絵画コンクール

福島の明日を担う子どもたちが地元のさくらを描くことで、自然を大切にする心、郷土を愛する心を育み、心豊かに成長できるようにと毎年開催しています。第10回は、県北地区の小学校30校から1,226作品の応募をいただき、優秀作品23作品を含む全作品を福島市のごむこむ館に展示しました。



■第10回ふくしん「こども応援賞」

地域の子どもたちを応援する個人や団体を支援・助成する社会貢献活動です。第10回は、17団体から応募をいただき、13団体が採択されました。最優秀賞「もも賞」には「靈山神社 濡觴武楽隊」が輝きました。



福祉サービス

■筆談用メモパット・助聴器・杖ホルダーを全店に設置

■預金通帳点字刻印サービス(飯坂支店)/耳のシンボルマーク設置

■視覚障がい者や高齢者へ配慮し「ユニバーサルデザイン通帳」を採用

■目の不自由な方のために全ATMに音声機能で操作ができる受話器(ハンドセット)を装備

■バリアフリートイレの設置(北・南・吉井田・鎌田・平野・飯坂・桑折・靈山おてひめ支店)

■AED(自動体外除細動器)の設置(本店・東・西・北・南・桑折・保原支店・総合相談センター)

環境への取り組み

■令和4年度ハイブリット車率(74台中32.4%)ハイブリット車の台数24台(令和5年3月末)

■福島市ごみ減量大作戦協力事業所に認定

■金庫敷地内の全面禁煙(受動喫煙防止対策)

■地域との交流・サークル活動

講演会や旅行など、地域の皆さんに楽しみながら交流を深めていただけるよう行事を実施しております。

ふくしん笑顔(スマイル)倶楽部

[現在の会員数] 27,226名(令和5年3月末)

当金庫で年金をお受け取りされている方々が会員となり昭和52年に発足。旅行や憩いの集いなどを実施し、親睦・交流を深めております。

平成25年4月1日より、会の名称を「ふくしん笑顔(スマイル)倶楽部」と改めました。



第21回ふくしん笑顔倶楽部憩いの集い～水森かおりコンサート～ 令和4年10月7日(金)開催

ふくしん会

主に事業経営者のサークルです。恒例行事として、講演会と懇親会を実施し、会員相互の情報交換、親睦を図っております。下部組織として支店毎に信友会と若手経営者会が組織されており、会員数は合計で2,820名となっております。

■信友会

[会員数] 2,203名(令和5年3月末)

主に事業経営者のサークルで、支店毎に組織されており、講演会、研修会、旅行等を通じ、親睦・交流を深めております。

■ふくしん若手経営者会

[会員数] 617名(令和5年3月末)

主に若手経営者や事業承継者のサークルで、支店毎に組織されており、勉強会、旅行等を通じて自己研鑽や親睦を図り、異業種交流を深めております。

■第43回ふくしん会講演会

開催日:令和4年9月7日(水)

講 師:元谷 芙美子氏

(アパホテル㈱ 取締役社長)

演 題:「私が社長です。」



■全店合同勉強会

開催日:令和5年1月18日(水)

講 師:斎藤 美幸氏

(㈲金水晶酒造店 代表取締役)

演 題:「日本酒で福島の良さを伝えたい」





中小企業経営改善のための取り組み状況

■「金融仲介機能のベンチマーク」(金融仲介機能の取り組み)について

当金庫は地域経済活性化の実現のため、外部機関と連携し創業支援により開業率を高め、再生支援により廃業率を抑え、取引先の黒字化の支援を目指しております。企業のライフステージに合わせ金融仲介機能を発揮し、金融支援の際は担保、保証に必要以上に依存せず、取引先との対話を通じて課題を把握し、解決するため金融支援と本業支援に取り組んでおります。

これらの取り組みは、金融庁より公表されている「金融仲介機能のベンチマーク」の趣旨と同一のものであり、当金庫が積極的に取り組んだ上開示し、金融仲介機能を発揮して参ります。(記載している計数等は令和5年3月末基準とし、単位未満を切り捨てて表示しております。)

※「金融仲介機能のベンチマーク」は、全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」、各金融機関の取り組みを自己評価する独自の指標である「独自ベンチマーク」があり、本ディスクロージャー誌では「金融仲介機能のベンチマーク」に関する公表指標に「ベンチマーク」と表示しております。

1 外部専門家機関と連携して取引先の課題に合わせた本業支援と金融支援を目指しております。

■取引先の本業支援を目的とした福島信用金庫の外部機関連携先

創業・新規事業	販路拡大・人材採用支援・補助金等活用支援	事業承継・M&A	経営全般
● 日本政策金融公庫	● リンカーズ(株) ● READYFOR(株) ● 信金中央金庫 ● 城南信用金庫ネットワーク ● (公財)産業雇用安定センター ● (株) TMC 経営支援センター ● 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点	● 信金キャピタル(株) ● 福島県事業引継ぎ支援センター ● (株)日本M&Aセンター ● (株)トランビー ● ふくしま地域M&Aセンター	● 福島県信用保証協会 ● 福島県よろず支援拠点 ● 東北税理士会福島支部 ● 福島県中小企業活性化協議会 ● 福島県中小企業診断協会

2 経営改善や事業再生の支援に取り組んでおります。

■当金庫をメイン取引としている取引先のうち、経営指標等が改善した先数と融資残高

ベンチマーク共通1

メイン先数	令和3年度	2,452先	経営指標改善先数(割合)	1,633先(66%)
	令和4年度	2,259先		1,622先(71%)
	増加数	▲193先		▲11先(5 %p)
メイン先融資残高	令和3年度	614億円	上記融資残高(割合)	456億円(74%)
	令和4年度	550億円		419億円(76%)
	増加額	▲64億円		▲37億円(2 %p)

※経営指標とは売上、営業利益率、労働生産性等でその改善が見られた先数と融資残高

■ライフステージ別の与信先数と融資額

ベンチマーク共通4

ライフステージ別 与信先数	年 度	全与信先	創業期	成長期	定期	低迷期	再生期
	令和3年度	3,235先	233先	247先	1,614先	624先	517先
	令和4年度	3,182先	208先	206先	1,691先	586先	491先
融資残高	増加数	▲53先	▲25先	▲41先	77先	▲38先	▲26先
	令和3年度	815億円	27億円	72億円	413億円	95億円	205億円
	令和4年度	895億円	28億円	72億円	440億円	167億円	186億円
	増加額	80億円	1億円	0億円	27億円	72億円	▲19億円



■全取引先数と地域企業数の推移 ベンチマーク選択1

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全取引先	3,273先	3,235先	3,182先
地域企業数	17,225先	17,225先	15,827先

※地域企業数は令和3年経済センサス(速報・確報)活動調査

■メイン取引先数の推移及び全取引先数に占める割合 ベンチマーク選択2

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全取引先	3,273先	3,235先	3,182先
メイン取引先	2,235先	2,452先	2,259先
全取引先に占める割合	68%	75%	70%

■当金庫が貸付条件変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 ベンチマーク共通2

	条件変更先数	好調先	順調先	不調先(不調先の内計画なし)
令和3年度	517先	7先	24先	486先(439先)
令和4年度	500先	4先	19先	477先(429先)
増加数	▲17先	▲3先	▲5先	▲9先(▲10先)

※好調(120%超)、順調(80%~120%)、不調(80%未満)

3 お取引先の本業支援に取り組んでおります。

コロナ禍に対応し、営業推進部内の本業支援課では、創業支援・事業承継支援に加え、経営改善・各種助成金の相談等、本業支援に取り組んでおります。また、毎週日曜日、北・南支店で「融資相談会」を実施しております。

■本業支援・ソリューションの提供件数

	ベンチマーク共通3	ベンチマーク選択21	ベンチマーク選択19
	創業支援先数	事業承継支援先数	M&A支援先数
令和3年度	19先	22先	13先
令和4年度	39先	17先	20先
増加数	20先	▲5先	7先

■クラウドファンディング取扱い件数 ベンチマーク独自

	受付件数	成立件数
令和3年度	1件	1件
令和4年度	2件	2件
増加数	1件	1件

※Readyfor取扱い件数です。

■夢の懸け橋ファンドの活用先数 ベンチマーク独自

	活用先数	総投資金額
累計	9先	90百万円

夢の懸け橋ファンドの新規受付は終了いたしました。

当金庫は、クラウドファンディングサービス「Readyfor」を運営するREADYFOR(株)と基本協定を締結し、事業成長の機会の創出や、販路拡大等の支援を行っております。

プロジェクト成功例

- 伊達市に女性向け障がい者就労事業所「工房もものたね」オープン
障がいを抱える女性が安心できる環境で、やりがいを持って働けるよう支援するプロジェクトです。

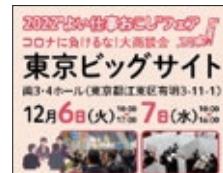


プロジェクト成功例



4 ビジネスマッチングや販路開拓支援によって、取引先の成長を支援しております。

- 東北地区信用金庫協会:「ビジネスマッチ東北2022秋」(当金庫取引先18社出展)
- 東北地区信用金庫協会:「東北しんきん“笑談”.com」(当金庫取引先12社エントリー)
- 城南信用金庫ネットワーク:「2022“よい仕事おこし”フェア」(当金庫取引先1社、1団体出展)
- リンクアーズ(株):累計18社





中小企業経営改善のための取り組み状況

5 担保や保証に過度に依存しない融資に取り組んでおります。

取引先の事業内容に踏み込んだ評価をすることで、担保や保証に過度に依存しない融資に努めております。

■地元中小企業融資における無担保融資先数及び無担保融資額の割合 ベンチマーク選択7

	全与信先①	融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	③／①	④／②
令和3年度	3,235先	815億円	1,825先	172億円	56%	21%
令和4年度	3,182先	895億円	1,819先	227億円	57%	25%
増加数・額	▲53先	80億円	▲6先	55億円	1%p	4%p

■経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。
- ▶ 商取引の裏付けがあり、落ち込みに懸念のない手形および電子債権の割引については、経営者保証を原則不要といたします。

以上

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取り組み状況

	新規無保証融資件数	経営者保証なしの割合	保証解除件数
令和3年度	628先	25%	24先
令和4年度	791先	31%	10先
増加数	163先	6%p	▲14先

6 取引先の資金繰りの最大の安定化のため、事業性評価シート作成により短期継続融資に取り組んでおります。

■短期継続型融資対応先数・金額※ ベンチマーク独自

	先 数	残 高
令和3年度	162先	14.7億円
令和4年度	161先	15.6億円
増加数・額	▲1先	0.9億円

■運転資金に占める短期資金の割合 ベンチマーク選択33

	運転資金額	短期融資額
令和3年度	450億円	108億円
令和4年度	468億円	113億円
増加額	18億円	5億円

※担保や保証に依存せず取引先の事業を把握した事業性評価シートを活用した運転資金専用の手形貸付の形態と福島県信用保証協会短期継続融資商品「どっしりくん」の残高

地域の皆さんに親しまれ信頼される「ふくしん」を目指し、積極的に地域活動に取り組んでおります。

■主なトピックス

令和4年 4月

- ふくしんSDGsサポートローン取扱開始
- 川俣町との連携事業「まちcaféかわまた」



5月

- 総代懇談会
- 桑折町との連携事業
「桑折町SDGs町民会議設立総会 設立記念トークセッション」

6月

- 3湯応援プロジェクト第4弾

「夢の湯めぐり」懸賞付定期預金発売



- 伊達市との連携事業
「第1回6次産業化支援セミナー」
- 第46回通常総代会

7月

- 第2回ふくしん「夢の音楽会」
- 公益財団法人産業雇用安定センターと連携協定締結
- 伊達市との連携事業 「第2回6次産業化支援セミナー」
- 第10回ふくしん「東北・夢の桜街道」児童絵画コンクール表彰式

8月

- 第53回福島わらじまつり参加



- 聖光学院高校との連携事業「教職員向け資産形成研修会」

9月

- 第43回ふくしん会講演会

10月

- 第21回ふくしん笑顔俱楽部憩いの集い 「水森かおりコンサート」
- 県内8金庫一斉クリーン作戦
- 駅前支店を本店内に移転
- 3湯応援プロジェクト第4弾「夢の湯めぐり」抽選会
- 興こし酒プロジェクト絆舞仕込みセレモニー参加

11月

- ビジネスマッチ東北2022秋 取引先出店
- 総代懇談会
- 興こし酒プロジェクト絆舞絞りセレモニー参加
- こども食堂応援“フードドライブ”実施

12月

- 3湯応援プロジェクト第5弾
「元気快福」懸賞付定期預金発売
- 2022 “よい仕事おこしフェア”
取引先出店
- ふくしんマネーハイススクール
(聖光学院高校)



令和5年 1月

- ふくしん若手経営者会全店合同勉強会
- ふくしんマネースクール(1月～2月・県北地区の小学校8校)
- 第10回ふくしん「こども応援賞」表彰式

2月

- インターンシップ(WEB)開催

3月

- ほうらい支店を南支店内に移転
- 3湯応援プロジェクト第5弾「元気快福」抽選会
- こども食堂応援
“フードドライブ”実施
- 桑折町との連携事業
「カードゲームでSDGsについて学ぼう!」





令和4年度の業績

令和4年度は、預金積金については前期末比138億円増加、預り資産については前期末比19億円減少、貸出金については前期末比52億円増加となりました。収益面は、当期利益金で7億67百万円を確保し、減益とはなりましたが19期連続の黒字決算となりました。

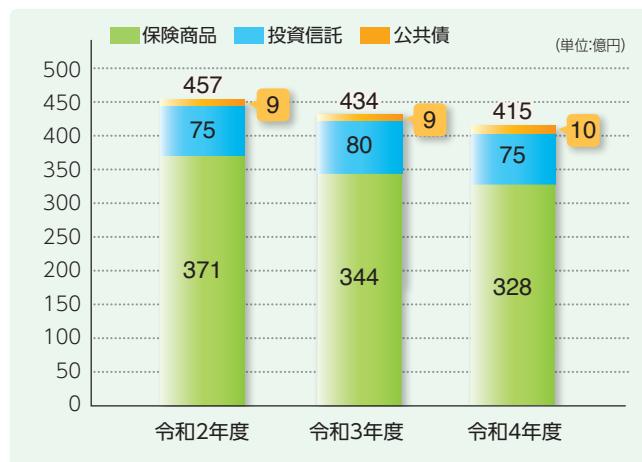
■預金積金の状況

一般法人預金は横ばいでしたが、個人預金および公金・金融機関で増加したため、前期末比138億円増加の4,512億円となりました。



■預り資産の状況

お客さまのニーズにお応えするため、公共債、投資信託、保険商品等の業務にも積極的に取り組んでおります。投資信託で4億円減少、保険商品で15億円減少し、預り資産合計でも前期末比19億円減少の415億円となりました。



■総預り資産の状況

預金に預り資産を加えた総預り資産は、前期末比119億円増加の4,927億円となりました。



■貸出金の状況

個人向けで2億円増加、事業所向けで51億円増加し、前期末比で52億円増加の1,967億円となりました。



■収益の状況

利回りの低下により貸出金利息、有価証券利息配当金が減少し、減収となりました。一方、与信関連費用、株式等売却損が増加したものの、経費が減少したことにより経常費用も減少しました。しかしながら、減収分が費用減少を上回ったため、経常利益は前期末比1億99百万円減少の10億21百万円、コアの業務純益は前期末比47百万円減少の14億46百万円となりました。

最終的な当期利益は前期末比67百万円減少の7億67百万円となりました。

コアの業務純益



経常利益



当期純利益



令和4年度の業績





自己資本の状況

自己資本比率 **13.62%**

■自己資本比率

分子の自己資本額は、当期純利益7億67百万円計上により、前期末比6億47百万円増加の231億22百万円となりました。

一方、分母となるリスク・アセットは、貸出金でしんきん保証基金のリスクウエイト低下等により35億円減少したほか、余裕資金でも40億円減少し、リスク・アセット合計で前期末比77億30百万円減少となりました。

自己資本額が増加し、リスク・アセットが減少したことから、自己資本比率は0.96ポイント上昇の13.62%となり、国内基準の4%を大きく上回っております。

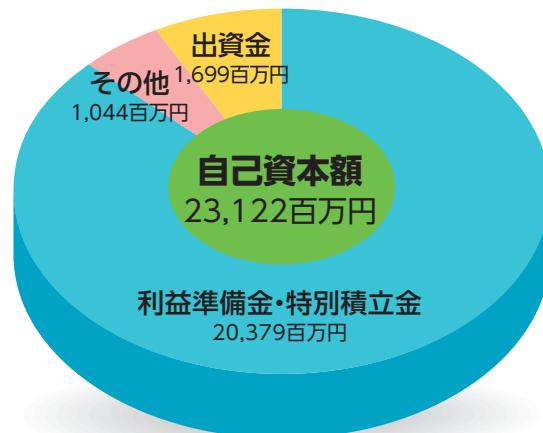
なお、決算時においては、資産の自己査定を厳格に実施し、適切な償却・引当を行っております。



■自己資本内訳(調達手段の概要)

当金庫の自己資本は、地域の会員の皆さまからの出資金のほか、創業以来利益の中から貯えてきた利益準備金や特別積立金による内部留保となっております。

出資金	1,699百万円
利益準備金・特別積立金	20,379百万円
その他	1,044百万円
自己資本の額(A)	23,122百万円
リスク・アセット等の額の合計額(B)	169,741百万円
自己資本比率(A)/(B)	13.62%



■自己資本の充実度に関する評価

当金庫は、これまで内部留保の積み上げにより自己資本を充実してきました。その結果、自己資本額231億円のうち内部留保は203億円に上り経営の健全性・安全性は、十分に保っていると評価しております。

なお、自己資本は、今後も年度ごとに掲げる収益計画に基づいて得られる利益から内部留保を積み上げて参ります。





不良債権の状況

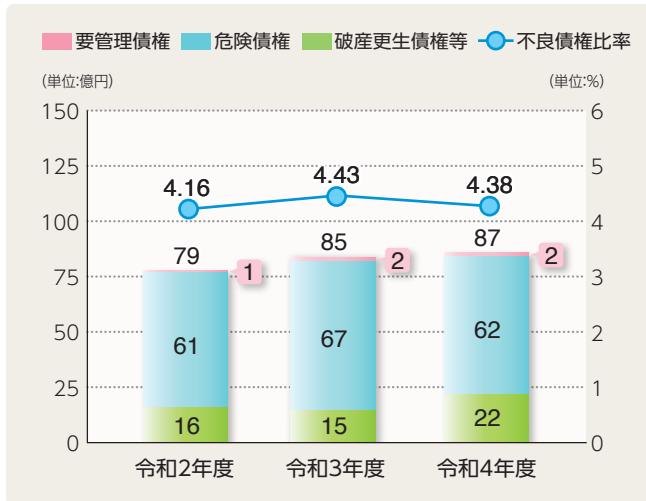
FUKUSHIN Disclosure 2023

不良債権比率 **4.38%**

■不良債権の状況

金融再生法に基づく不良債権残高は前期末比1億25百万円増加の87億13百万円となりましたが、総与信が増加したため、不良債権比率は前期末比0.05ポイント低下し4.38%となりました。

(株)東日本大震災事業者再生支援機構や福島県中小企業活性化協議会等、外部機関と連携しながら積極的に事業再生に取り組んでおります。

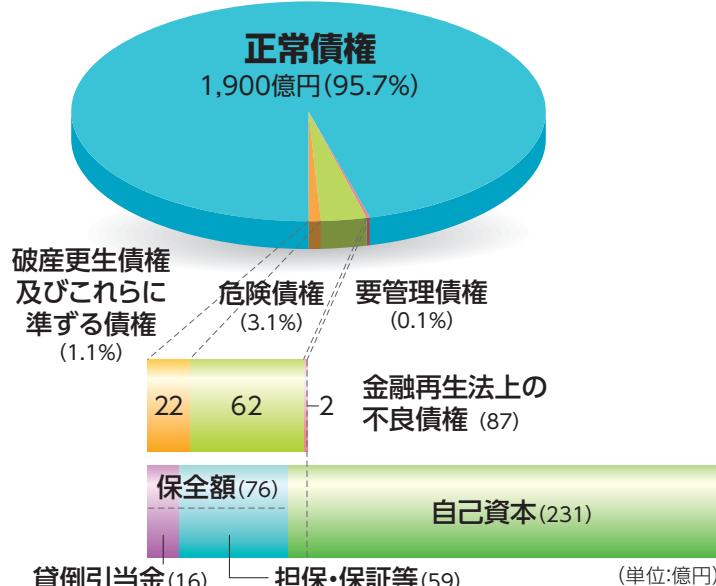


また、当金庫は貸出金債権に対する厳格な自己査定を行っており、債務者区分ごとに担保・保証等による債権の回収の可能性を検討し、貸倒引当金を適正に計上しており、同債権に対する引当・保全状況は以下のとおりです。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権と保全状況

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度				
	開示残高	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証などによる回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,585	2,227	2,227	1,147	1,079	100.00%	100.00%
危 險 債 権	6,755	6,216	5,361	4,759	601	86.24%	41.29%
要 管 理 債 権	246	269	95	81	14	35.44%	7.65%
三 月 以 上 延 滞 債 権	1	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	245	269	95	81	14	35.44%	7.65%
小 計	8,587	8,713	7,684	5,988	1,695	88.18%	62.22%
正 常 債 権	185,138	190,081					
総 与 信 残 高	193,726	198,795					



総代会制度

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

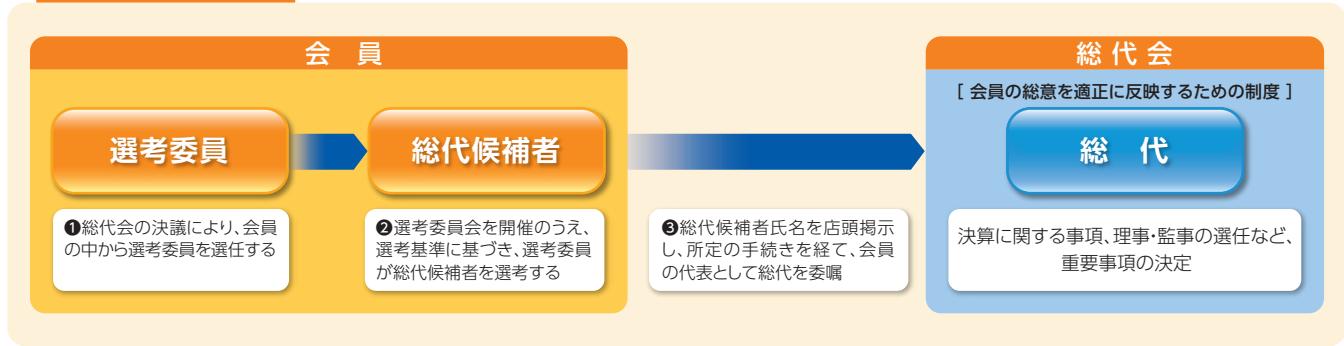
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、ご意見箱の設置やお客さまアンケート、総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



■総代の選任方法

総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定数は130人以上150人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、令和5年7月1日現在の総代数は131人です。

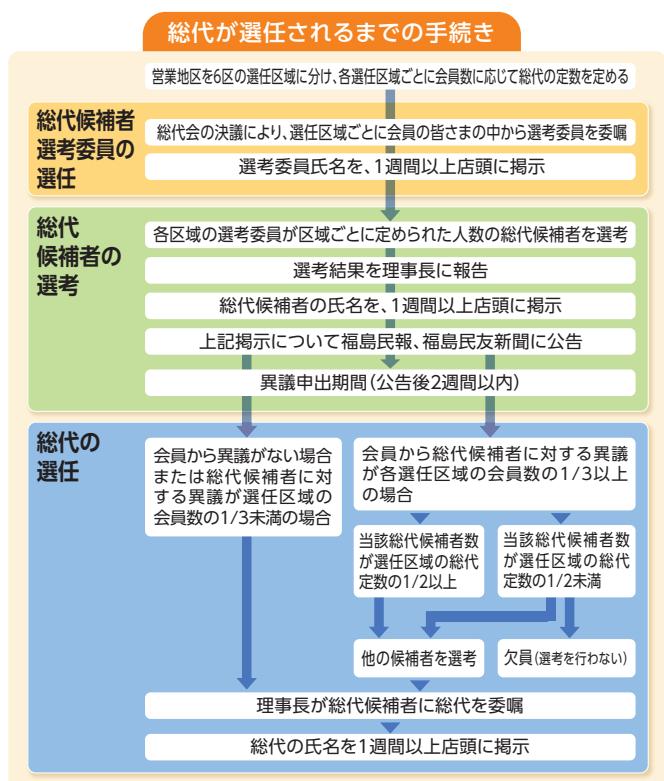
総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する
(異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

1. 資格要件
当金庫の会員であること。
2. 適格要件
 - ① 就任時点で満75歳未満であること。
 - ② 総代として相応しい見識を有し、当金庫の発展に寄与できる方
 - ③ 良識をもって正しい判断ができる方
 - ④ 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
 - ⑤ 行動力があり、積極的な方
 - ⑥ 当金庫の理念をよく理解し、当金庫との取引も良好である方
 - ⑦ 広く会員の意見を探りあげができる方
 - ⑧ 反社会的団体(暴力団および過激行動団体等)に所属していない方
 - ⑨ 再任の場合は、総代会および総代懇談会の出席状況を勘案する。
 - ⑩ その他当金庫が適格と認めた方



■選任区域ごとの総代氏名

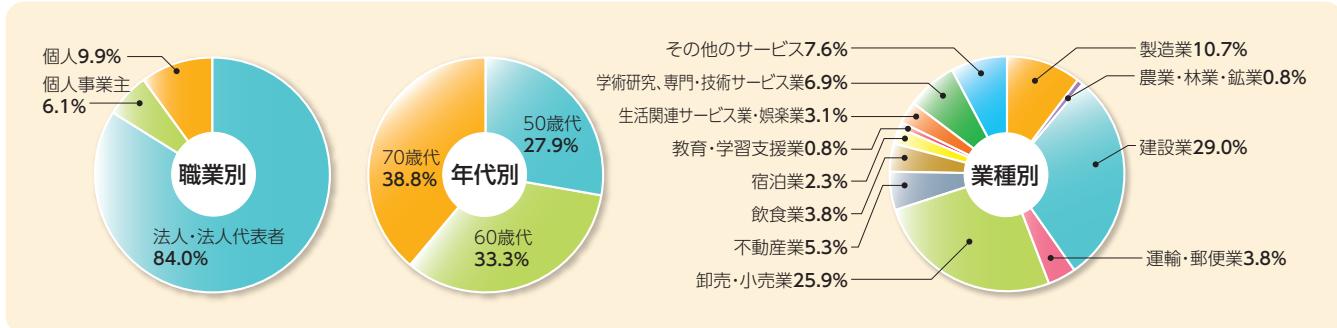
(敬称略、五十音順)

区	選任区域	人数	氏名																												
1	福島市	28	芦田 一⑧	板倉 雄一郎③	伊藤 滋①	大内 徹⑥	大閑 宏之①	大橋 広明③	尾形喜久雄①	鍛治 輝雄⑥	加藤 裕司④	蒲倉 達也④	菅野 富信⑤	菅野日出喜⑧	佐戸川政実①	丹治 正博⑦	寺島 雄峰⑥	東栄物産(株)②	西川 仁②	佐藤 和子⑤	佐藤順彦③	西村 修次⑤	羽田 裕幸①	柾木 茂⑤	森崎 英五朗③						
2	福島市、二本松市 本宮市、安達郡大玉村	31	赤間 俊広③	阿部 茂之②	安斎 常克④	梅津 守男③	追分 拓哉⑥	菊池 幸治②	岸波 一⑤	岸村 和広⑤	紺野 道昭①	斎藤 秀一④	斎藤 嘉紀①	齋藤 義博④	佐藤 重昭①	鈴木 宏幸③	鈴木 史昭②	唯木 勉③	手塚 健一⑤	東開工業(株)⑫	永澤 耕三③	林 幹雄⑥	引地 照夫⑥	広沢 成夫①	船山 一史①	星 千重子⑤	三浦 康伸④	山田 稔②	渡邊 和裕⑨	渡辺 勝美④	渡邊 好秋⑧
3	福島市	24	安藤 一⑤	氏家 圭三④	大槻 一博②	大山 弘明⑤	角田 正彦④	加納 武志⑦	龜井 淳①	菅藤 國夫③	菅野 好昭①	小松 良行⑥	紺野 正勝②	紺野 正雄④	紺野 正敏⑤	斎藤 伸洋⑥	斎藤 隆一②	渋谷 順子⑤	関根 高明⑥	柄窪 博明④	中村 昭司⑥	松崎 益一⑥	吉田 政俊④	吉成 健二①	渡辺 重忠②	渡辺 善信⑤					
4	伊達郡桑折町、国見町 宮城県白石市越河	11	大野 隆男①	菊池 吉浩②	斎藤 規雄④	渋谷 浩一⑥	鈴木 清幸③	高橋 修一②	半澤 博⑩	藤倉 実⑤	古溝 忠一⑥	本間 浩一⑥	松浦 知弘①	高橋 久芳⑤	高橋 光弘②	高橋 仁一⑤	斎藤 実⑤	斎藤 隆一②	渋谷 久芳⑤	高橋 誠⑧	高橋 美穂②	高橋 泰博②									
5	伊達市 相馬市玉野、東玉野 相馬郡飯館村のうち 須賀一部 宮城県伊具郡丸森町	29	石井 達哉④	海老原 三博④	大沼 貞生④	小野 貴志③	小野 秀樹②	桂山 武⑥	菅野 宇一⑤	菅野 京子①	菊田 慎一③	橋内 努①	橋内 久芳⑤	光野 光弘②	斎藤 和也⑪	佐々木 彰④	佐藤 隆一⑤	佐藤 義明③	佐原 誠⑧	志賀 美穂②	白井 貴光②	鈴木 勝文②	鈴木 正英⑤	鈴木 保則③	土屋 美穂③	渡邊 川島武③	堀 幸司②	堀江 稔③	松浦 敏幸⑥	毛利 信之⑤	羽賀 泰博②
6	伊達郡川俣町、福島市飯野町 双葉郡浪江町のうち津島ほか一部 相馬郡飯館村のうち飯館ほか一部	8	安達 元隆⑥	(株)丸 本④	香野 民夫①	古俣 猛⑥	高橋 秀夫⑧	高橋 照伸①	誉田 幸男⑥	丸進機業(株)④	香野 民夫①	古俣 猛⑥	高橋 秀夫⑧	高橋 照伸①																	

(注)丸数字は総代の就任回数

(令和5年7月1日現在 131名)

■総代の属性別構成比



※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。(令和5年7月1日現在)

■第47回通常総代会の議事内容

令和5年6月15日に開催された第47回通常総代会では、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については原案のとおり承認されました。

報告事項

第47期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第47期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 理事選任の件
- 第4号議案 退任役員に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 総代候補者選考委員31名選任の件



■役職一覧



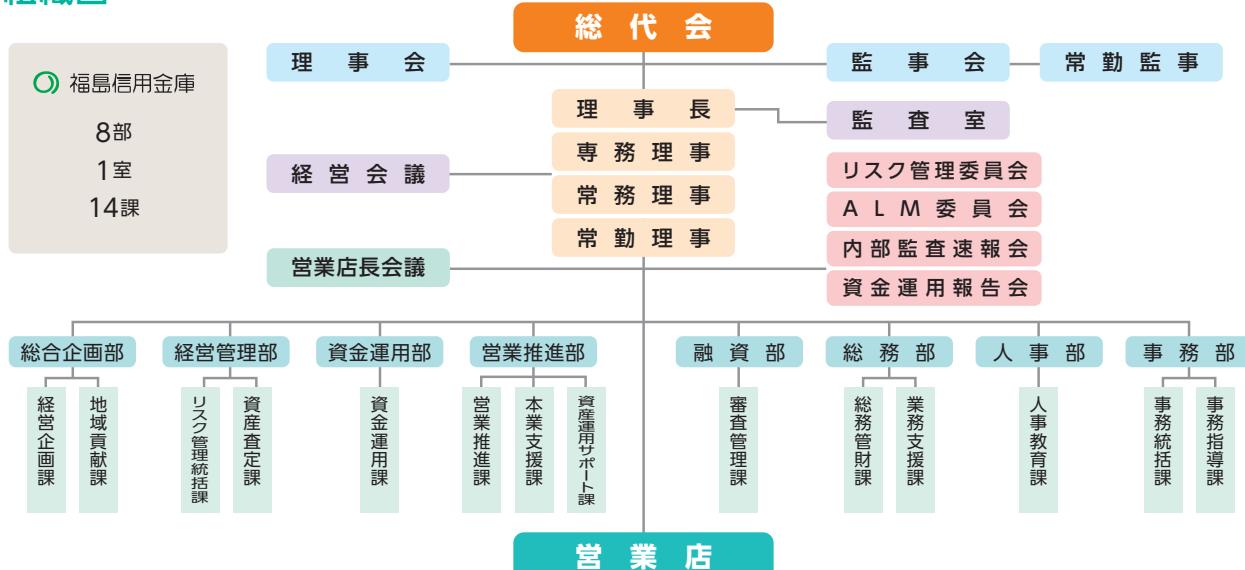
常勤理事	常勤理事	常勤理事	常勤理事	監事	監事	常勤監事
あさの よしのぶ 浅野 吉信	よしだ かずのり 吉田 和則	しもやま まさひろ 霜山 雅弘	やしま まこと 八島 誠	いわき きょうこ 岩城 恵子	さいとう としはる 斎藤 敏春	おかざき しゅんじ 岡崎 俊二
常務理事(代表理事)	常務理事(代表理事)	専務理事(代表理事)	理事長(代表理事)	理事	理事	理事
うめつ みねあき 梅津 実明	おおはし たつお 大橋 達夫	わたなべ しんいちろう 渡邊 伸一郎	ひぐち いくお 樋口 郁雄	みしな せいじゅう 三品 清重	やない かずのり 箭内 一典	かんの ひとし 菅野 仁

※理事 三品清重、箭内一典、菅野仁は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※監事 斎藤敏春は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。
(令和5年6月末現在)

■常勤役職員数

年 度	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
常勤役職員数	324	324	321	311	305
役員	9	8	9	9	9
男性職員	192	189	189	177	172
女性職員	123	127	123	125	124

■組織図 (令和5年6月末現在)

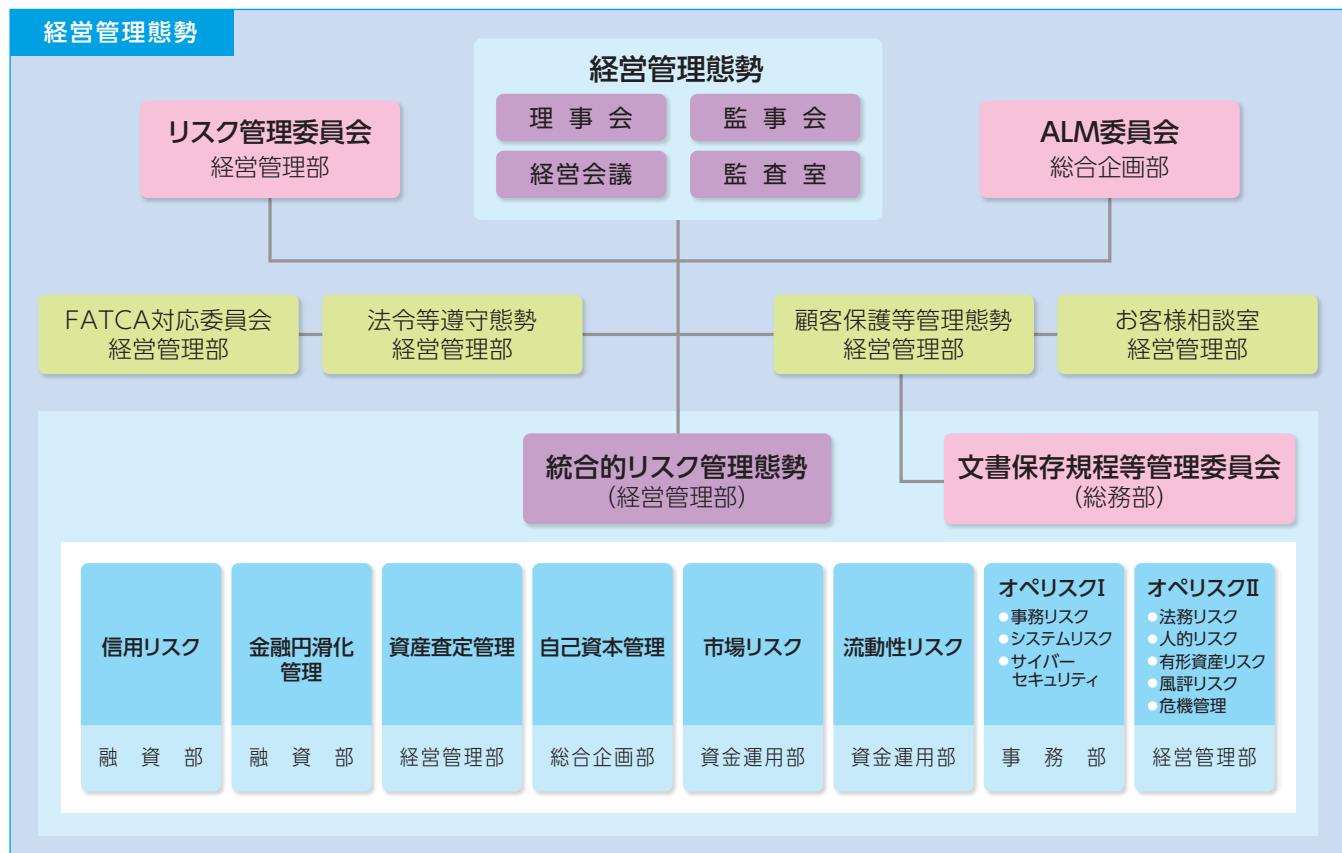


当金庫は、内部統制システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するため必要不可欠なものであるとの認識のもと、これを経営の重要課題として位置づけ、「内部統制基本方針」を定め、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めております。また、「グループ内統制基本方針」を定め、子法人に対しても、内部統制を図っております。(※現在、該当する子法人はありません。)

「内部統制基本方針」には次の事項が定められております。

- 1 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 2 当金庫および当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 3 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 4 理事及び職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 5 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制
- 6 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
- 7 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 8 当金庫の子法人等の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 9 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 10 当金庫の理事および職員が当金庫の監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 11 当金庫の子法人等の取締役等の役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
- 12 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 13 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 14 その他監事の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

組織面では、管理態勢、各リスクの管理担当部署を下記の態勢図のとおり定めているほか、他の組織から独立した監査部門(監査室)の設置により相互牽制機能を確保するとともに、定期的に「リスク管理委員会」および「ALM委員会」を開催し、リスク管理態勢強化の進捗状況、各リスクの現状課題等を討議・検討し、その結果は経営会議に報告する態勢を構築しております。



■法令遵守(コンプライアンス)への取り組み

当金庫は法令等遵守(コンプライアンス)を経営の重要課題として位置づけ、「コンプライアンス態勢」や「コンプライアンス・プログラム」を独自に確立、策定し法令等遵守態勢の強化に努めております。

具体的には

態勢の整備と計画的な推進

経営管理部を統括部署として、企画・推進ならびに各部室店に対する支援機能を充実・強化しております。

また、コンプライアンスの教育・啓蒙並びに法令等遵守を徹底するため、各部室店に「コンプライアンス責任者」を配置して円滑な連携を図ることができる態勢としております。

さらにはコンプライアンス実現のための具体的な実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、コンプライアンスの実効性確保のための諸施策とスケジュールを定め、その実践に取り組んでおります。特に金融商品販売ルール遵守、および犯罪収益移転防止法等に基づく「マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与対策」等の徹底を図っております。

関連規程等の整備

コンプライアンス態勢構築のため「法令等遵守の基本方針」「ふくしん行動綱領」を法令等遵守規程として定めているほか、コンプライアンス・マニュアルでは「法令等遵守規程」「遵守すべき主な法令」「職員心得(ふくしん職員としての基本的な心構え)」「登録金融機関業務に関するコンプライアンス」等を制定し、電子化移行により全役職員が閲覧可能となることで徹底しております。

また、「接待・贈答に関する規程」「不祥事件の手続きに関する規程」「新規業務等のリーガルチェックに関する規程」「内部通報・相談制度規程」等を制定するなどコンプライアンスに対する周知徹底を図っております。

研修態勢の充実・強化

通信講座の受講、各部店において実施される勉強会等さまざまな機会をとらえてコンプライアンスに関する研修を継続かつ積極的に行うことにより、役職員の業務関連法務知識の習得とコンプライアンスマインドのより一層の醸成を図っております。

■マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策への取り組み

当金庫では、近年のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与(以下、「マネー・ローンダーリング等」)の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、マネー・ローンダーリング等の金融犯罪防止策を重要な経営課題として位置づけ、管理態勢の構築・強化に取り組んでいます。

具体的には、マネー・ローンダーリング等の統括部署や担当者を定め、関係部署との連携のもと、当金庫が直面するリスクの特定・評価を行い、リスクに応じた低減措置を講じるなど、金融犯罪の防止に努めています。

マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策基本方針

1.(運営方針)

当金庫は、マネー・ローンダーリング等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネー・ローンダーリング等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネー・ローンダーリング等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネー・ローンダーリング等のリスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネー・ローンダーリング等のリスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程・手順等の策定、マネー・ローンダーリング等のリスクを適切にコントロールするためには必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、当金庫のマネー・ローンダーリング等のリスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めて基本方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネー・ローンダーリング等の対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2.(管理態勢)

当金庫は、マネー・ローンダーリング等の対策の主管部を経営管理部とし、経営管理部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネー・ローンダーリング等の対策に取組みます。

3.(リスクベース・アプローチ)

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方方に基づき、当金庫が直面しているマネー・ローンダーリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4.(顧客の管理方針)

当金庫は、適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5.(疑わしい取引の届出)

当金庫は、営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6.(役職員の研修)

当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダーリング等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

(一部抜粋)

■改正公益通報者保護法への取り組み

当金庫は従来から、内部通報や苦情・相談に関して「内部通報・相談制度」によりコンプライアンス責任者を中心とした幅広い受付窓口態勢と経営陣を中心とした迅速な調査・対応を図ってまいりましたが、令和4年6月1日施行の公益通報者保護法の改正を受け、新たに「内部公益通報に関する規程」を定め、刑法をはじめとする「国民の生命、身体、財産その他の利益保護にかかる」460以上の法律に反する事例の通報窓口を明確化し、金庫自ら不正を是正する態勢整備を行いました。

■金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営態勢・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店またはお客様相談室(電話:024-515-5009)にて、受け付ける態勢となっております。



紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

■顧客保護に向けた取り組み

お客さまのご意見を真摯に誠実に受け止め、お客さま満足度の高い金融サービスを実現するため、説明責任の徹底など顧客保護や利便性の向上に努めております。

顧客保護管理方針の周知

顧客の保護と利便性の向上のため以下の管理方針を定め、組織全体に周知しております。

- (1) 顧客に対する取引または商品の説明および情報提供の適切性および十分性の確保
- (2) 顧客の相談・苦情の対処の適切性の確保
- (3) 顧客の情報管理の適切性の確保
- (4) 当金庫の業務が外部委託される場合における顧客情報や顧客への対応管理の適切性の確保
- (5) 当金庫または関連会社による取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないような利益相反管理の適切性の確保
- (6) その他顧客保護や利便性の向上のために必要な業務管理の適切性の確保

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の公表

個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を店頭やホームページで公表しております。

振り込め詐欺の防止および救済

振り込め詐欺などの被害防止のため、注意喚起のポスター掲載や防犯事例の金庫内での共有に取り組んでおります。また、振り込め詐欺等による被害者を救済する法律を十分に認識し、金融機関の相互連携を図り、被害資金の返還にも積極的に取り組んでおります。

利益相反管理方針概要の公表

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、利益相反管理方針を定め概要を店頭やホームページで公表しております。



■暴力団排除条項の導入について

当金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、平成20年11月18日「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、断固たる信念をもって排除する」と定め、反社会的勢力との関係排除への取り組みを強化しております。

さらに、反社会的勢力への対応をより強化するために、平成22年6月1日より、信用金庫取引約定書および預金規定などに「暴力団排除条項」を盛り込むとともに、預金、当座勘定、貸金庫等のお取引開始時に、お客さまに反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。

これにより、同日以降、表明・確約に関して虚偽の申告をなされたことが判明した場合にはお取引を停止または解約させていただることとなりました。

当金庫は、平成24年6月22日の総代会において「反社会的勢力の会員からの排除に関する定款の一部改正」を決議し、平成24年8月1日より当金庫会員からの反社会的勢力等の排除に取り組んでおります。

また、平成27年1月から「反社管理システム」、令和2年8月から新システムを全店に導入し、新規取引等の際に反社会的勢力に該当するかどうかのシステムによる照会を実施し、反社会的勢力等に該当した場合はお取引を謝絶する等の対応を図っております。当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係排除に向け、積極的に取り組んでまいります。



■各リスクの管理方針

信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクの一つであるとの認識のうえ、リスクを適正に把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

具体的には、小口多数取引の推進、業種別、資金使途別の管理、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、「融資統合システム」「不動産担保評価システム」による資産査定の精度向上等に努めております。

貸倒引当金は、自己査定基準に基づき、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産負債の価値が変動し損失を被るリスクや収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、経営方針に基づき、年度ごとに有価証券の保有限度額、損失限度額、リスクリミット等を決定し、一定のリスクテイクを行うとともにVaR法やBPV法等のリスク管理手法を活用し、リスク管理に努めております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になるリスク(資金繰りリスク)や市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当金庫では、年度のリスク管理方針に基づき、手元流動性比率と支払準備率の目標を設定し、日次ベース・月次ベースで管理するとともに、流動性を重視した資金運用を行うことにより安定的な流動性準備量の確保に努めております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスクとシステムリスクを「オペレーショナル・リスクI」、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理を「オペレーショナル・リスクII」として区分・管理しております。各リスクの管理態勢や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

リスクの計測に関しては、当面基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

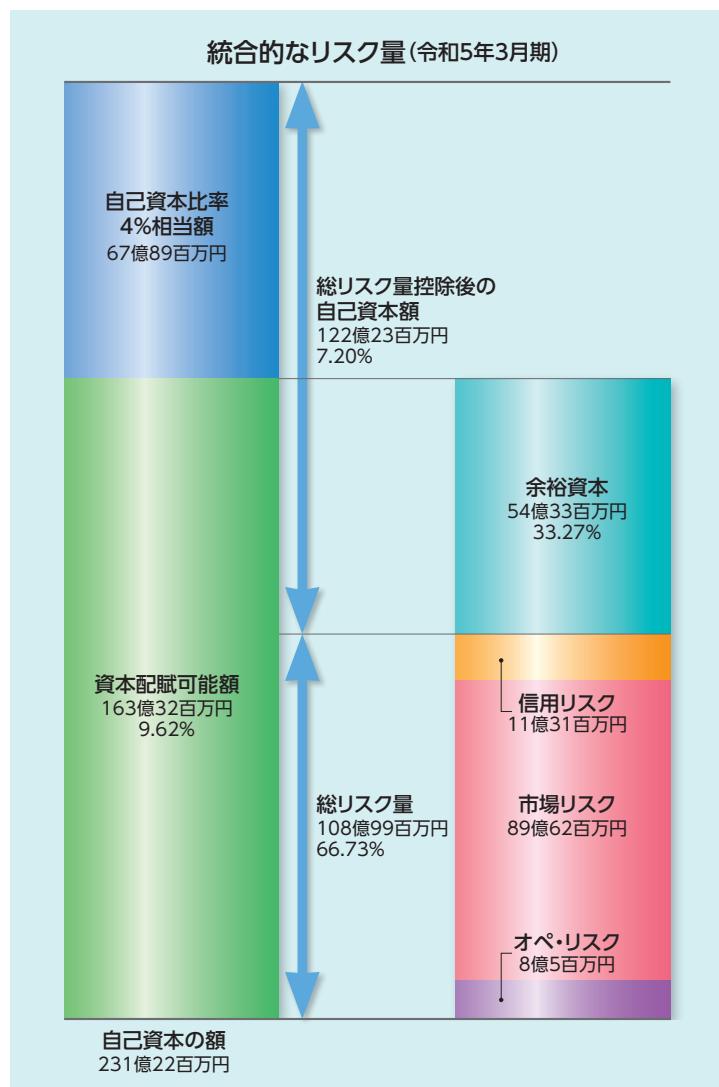
また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会等において、協議・検討するとともに、定期的に経営会議及び理事会等に報告する態勢を整備しております。

■統合的なリスク量

当金庫では、把握可能なリスク量の計量化に努め、その合計リスク量が経営体力(自己資本)の範囲内に収まるよう管理を行なっております。なお、リスク管理上の自己資本額は、より厳格に管理するためコア資本に係る基礎項目の額から調整項目の額を差し引いた額を使用しております。

統合的なリスク量108億99百万円のすべてが顕在化した場合でも総リスク量控除後の自己資本額は122億23百万円となり、自己資本比率は、国内基準である4%を上回る7.20%となります。

総リスク量控除後の自己資本額から国内基準自己資本比率4%相当分を差し引いた54億33百万円は計量化困難なリスクや想定を超えるリスクの備えとして確保しております。



統合的なリスク管理における 当金庫のリスク量算出方法

信用リスク

信頼水準99%、保有期間1年のVaR(バリューアットリスク)とし、モンテカルロ・シミュレーションの方法により算出しております。

市場リスク

分散・共分散法によるVaRにより算出しております。

算出対象：資産負債の金利リスク、
価格変動リスク、為替リスク、その他

信頼水準：99%

保有期間：120営業日

観測期間：5年

オペレーショナルリスク

バーゼルIIIにおける基礎的手法により、毎年の業務粗利益の15%の過去3年間の平均値として算出しております。





人財育成・活気ある職場づくり

当金庫は、人材は重要な経営資源“人財”と考え、職員の能力開発を支援する態勢を整えております。お客さまへ質の高いサービスが提供できるよう、専門知識や提案力の向上を目指し、“人財育成”に努めております。また、職員が生き生きと働くことができる、より良い職場環境作りのための取り組みを行っております。

■新入職員研修

●当金庫の職員採用状況(令和5年4月1日入庫)

採用者数 12名(うち 男性4名、女性8名)



●新入職員OJT(職場内訓練)

新入職員は約2週間の集合研修で、ビジネスマナーや金融知識の習得を行います。研修終了後、各営業店に配属され、先輩職員(マンツーマンリーダー)の親身できめ細やかな指導のもと、真の信用金庫人として成長するための基礎を学んでいきます。

■専門力を持った人財の育成

職員のキャリア形成を支援することで、お客様の様々なニーズにお応えできる専門力を持った人財の育成に取り組んでおります。

●当金庫の有資格者

(令和5年3月末現在)

中小企業診断士	12名
社会保険労務士	1名
1級ファイナンシャル・プランニング技能士	14名
2級ファイナンシャル・プランニング技能士	171名
宅地建物取引士	16名
動産評価アドバイザー	3名
農業経営アドバイザー	5名
医療経営士	3名
サービス介助士	17名

■子育てサポート企業として 「くるみん認定」を取得しています!

当金庫は、次世代育成支援対策推進法に基づいた「子育てサポート企業」として、平成30年7月に「子育てサポート企業」認定通知書の交付(「くるみん認定」)を受けました。



■充実した研修による人財の育成

全国信用金庫協会等が主催する外部研修への派遣や、金庫独自の各種研修や勉強会を実施し、職員個々のスキルアップを図っております。

●外部派遣研修等への参加状況

	令和3年度	令和4年度
全国信用金庫協会主催研修	2講座 3名	4講座 5名
東北地区信用金庫協会主催研修	10講座10名	10講座21名
福島県信用金庫協会主催研修	4講座14名	5講座21名

この他、金庫独自の集合研修を人事部をはじめ各部で開催しております。

■女性の能力発揮に向けた取り組み

～女性の職業生活における活躍の推進に関する法律への取り組み～

福島信用金庫行動計画

当金庫は女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定しております。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 目 標

- 課長に占める女性割合を15%以上にする。
- 営業職で働く女性の人数を10名以上とする。
- 男女の勤続年数の差を3年以下とする。

■ワーク・ライフ・バランス

(仕事と家庭の調和)への取り組み

当金庫は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定しております。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 内 容

目標1

女性の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性の育児休業取得率を50%以上とする。

目標2

年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。



当金庫は、お客さまに最良・最適なサービスを提案・提供し、「ふくしん」への「満足度」を高めていただくことで、地域のお客さまに最も信頼され、一番に選ばれる金融機関を目指すとともに、「身近にあって、親しみやすい金融機関」の実現のため、「CS(お客さま満足)向上運動」を展開しております。

■お客さまアンケート結果について

より良い金融サービス提供に役立てるため、お客さまにご協力いただき、アンケート調査を実施いたしました。多数の貴重なご意見・ご要望をいただき、誠にありがとうございました。いただきましたご意見・ご要望を今後の業務に生かし、より一層のサービス向上に努めて参ります。主な調査結果は下記のとおりです。

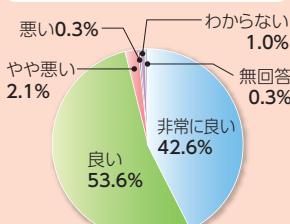
■調査期間／令和4年12月15日(木)～令和5年1月20日(金)

■調査方法／保険商品、投資信託等の預り資産商品を契約中のお客さまのうち、年代を均等に抽出した1,000先のお客さまへアンケート用紙を発送、投函いただきました。

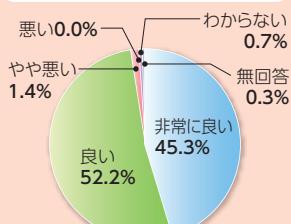
■回答者数／350先(回答率35.0%)

店舗窓口について

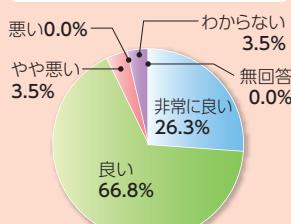
- ①職員はお客さまの顔を見て、明るく元気な挨拶をしていますか。



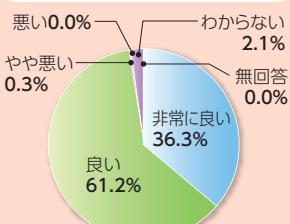
- ②職員はお客さまに対し、丁寧な言葉遣いと親身な対応をしていますか。



- ③ご来店時の待ち時間はいかがですか。

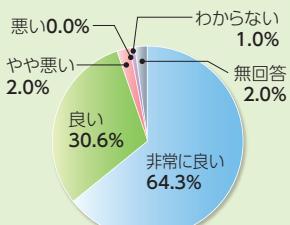


- ④店内外の清掃・整理整頓は行き届いていますか。

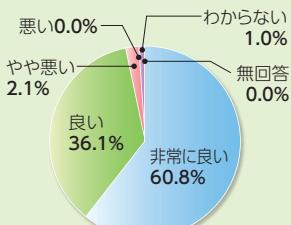


訪問時の職員について

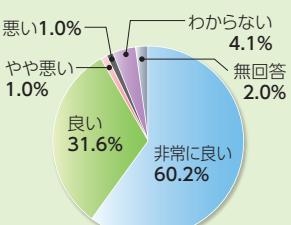
- ①職員はお客さまの顔を見て、明るく元気な挨拶をしていますか。



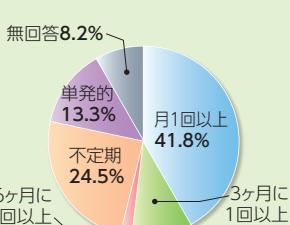
- ②職員はお客さまに対し、丁寧な言葉遣いと親身な対応をしていますか。



- ③職員はお客さまとの約束(時間等)を守っていますか。

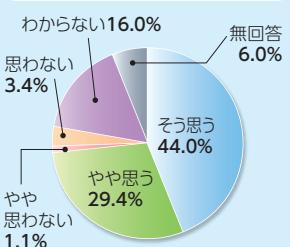


- ④職員の訪問頻度はいかがですか。

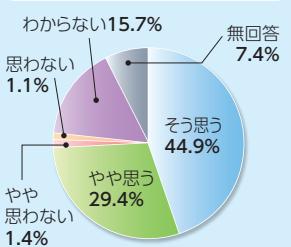


金融商品の提案について

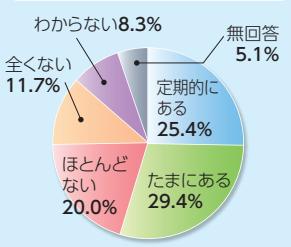
- ①職員はお客さまのご希望に沿った商品提案をしていますか。



- ②商品提案のための職員の知識は十分だと思われますか。わかりやすい説明をしていますか。



- ③ご契約後は、職員からアフターフォローや定期的なコンタクトはありますか。



今回のアンケート調査の結果、いただきましたご意見・ご要望を今後の業務に生かし、すべてのお客さまに喜ばれ、一番に選んでいただける金融機関を目指し、職員一人ひとりが、より一層のサービス向上に努めてまいります。



店舗・キャッシュサービスコーナーのご案内

001 本店 004 駅前支店



〒960-8660
福島市万世町1番5号
TEL 本店 024-522-8151
駅前支店 024-523-0145
FAX 024-522-3962

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫 AED TOTO

005 東支店



〒960-8107
福島市浜田町9番5号
TEL 024-523-4366
FAX 024-524-2930

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫 AED

006 西支店



〒960-8073
福島市南中央三丁目26番地の1
TEL 024-534-3131
FAX 024-534-7657

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

貸金庫 夜間金庫 AED TOTO

007 北支店



〒960-0112
福島市南矢野目字中屋敷50番地の1
TEL 024-557-5682
FAX 024-558-3931

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

貸金庫 夜間金庫 AED TOTO

009 八島田支店



〒960-8056
福島市八島田字台畠32番地
TEL 024-559-1321
FAX 024-558-7245

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00

010 森合支店



〒960-8003
福島市森合字丹波谷地9番地の5
TEL 024-557-4111
FAX 024-558-7215

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫

011 南支店 014 ほうらい支店



〒960-8153
福島市黒岩字田部屋16番地の6
TEL 南支店 024-545-1751
ほうらい支店 024-529-7340
FAX 024-545-4670

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

貸金庫 夜間金庫 AED TOTO

012 吉井田支店



〒960-8165
福島市吉倉字名倉9番地の3
TEL 024-545-2311
FAX 024-545-4672

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

貸金庫 夜間金庫

013 岡山支店



〒960-8204
福島市岡部字當木前127番地の1
TEL 024-535-5721
FAX 024-534-8516

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00

015 瀬上支店



〒960-0101
福島市瀬上町字本町76番地の6
TEL 024-553-6031
FAX 024-553-9659

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫

016 鎌田支店



〒960-0103
福島市本内字北古館7番地の7
TEL 024-553-5022
FAX 024-553-5264

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫

018 平野支店



〒960-0231
福島市飯坂町平野字戸野内1番地の1
TEL 024-542-6846
FAX 024-542-7378

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫

019 飯坂支店



〒960-0201
福島市飯坂町字湯沢9番地
TEL 024-542-4221
FAX 024-542-6193

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

020 松川支店



〒960-1241
福島市松川町字石合町36番地の1
TEL 024-567-2263
FAX 024-567-6785

平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫

021 桑折支店



〒969-1614
伊達郡桑折町字本町25番地の1
TEL 024-582-2265
FAX 024-582-6158

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

AED TOTO

024 国見支店



〒969-1761
伊達郡国見町大字藤田字中沢一8番地7
TEL 024-585-2321
FAX 024-585-5734

平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00

夜間金庫

025 伊達支店



〒960-0415
伊達市右城町27番地
TEL 024-583-3431
FAX 024-584-2661
平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00



032 梁川支店



〒960-0782
伊達市梁川町字中町38番地1
TEL 024-577-1121
FAX 024-577-3589
平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00



033 保原支店



〒960-0617
伊達市保原町字七丁目20番地2
TEL 024-575-3166
FAX 024-576-2279
平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00



034 霊山おてひめ支店



〒960-0808
伊達市霊山町下小国字夫婦清水7番地3
TEL 024-586-1165
FAX 024-586-3340
平日 9:00~15:00
ATM 8:00~21:00



041 川俣支店



〒960-1453
伊達郡川俣町字瓦町15番地
TEL 024-565-3221
FAX 024-565-3807
平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00



043 飯野支店



〒960-1301
福島市飯野町字町30番地の2
TEL 024-562-2323
FAX 024-562-3376
平日 午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00
ATM 8:00~21:00



総合相談センター



〒960-8660
福島市万世町1番2号
TEL 0120-201-219
FAX 024-528-1846
平日 9:00~17:00



暮らしのとなりに、いつもふくしん

お近くの店舗を
お気軽にご利用ください。



店外ATM取扱時間

(令和5年7月1日現在)

設置場所	取扱時間		
	平日	土曜日	日曜・祝日
福島市役所	8:30~18:00	—	—
ユニックスビル	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00*
ヨークベニマル野田店	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
イオン福島店	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
いちい蓬萊店	いちい蓬萊店開店~21:00	いちい蓬萊店開店~21:00	いちい蓬萊店開店~21:00
パワー デポ八木田	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
スーパー キタ	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
桑折町役場	8:30~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00*
伊達総合支所	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
コープマート保原	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00

※祝日は休止となります。

ATMの便利な機能

■当金庫の全店内ATM・全店外ATMコーナーで通帳繰越が出来ます!

ご利用いただける通帳
▶普通預金通帳 ▶総合口座通帳

■全国の信用金庫で当金庫通帳の記帳が出来ます!

※一部地区では取扱を行っていない信用金庫がございます。

金融犯罪被害未然防止への取り組み

- ATM画面覗き見防止措置
- ATMによる暗証番号変更サービス
- ICキャッシュカード(生体認証付)の取扱い
- ATM取引制限措置

全国的に多発している“詐欺被害”防止のため、65歳以上のお客さままで過去3年以上、キャッシュカードによるATM出金(現金出金・お振込)のご利用がない場合、ATM出金のご利用を停止させていただいております。



しんきんネットワーク

(令和5年3月末現在)

預金残高
(譲渡性預金含む)

2兆0,796億円

融資残高

8,740億円

店舗数 **132店舗**

役職員数 **1,321名**

キャッシュサービスコーナー **198カ所** (総設置台数275台)

■福島県内8信用金庫統一商品実績

地方創生支援ローン

1,820件 7,167百万円

職域サポートローン

8,332件 17,266百万円

※上記計数、店舗数、役職員数等は福島県内8信用金庫の合計です。

※上記計数は福島県内8信用金庫の合計です。

会津
地方



あなたといっしょ、いい未来
会津信用金庫

〒965-0035 会津若松市馬場町2-16
TEL.0242-22-7551
<http://www.aizu-shinkin.jp>

- 会員数 18,732名
- 役職員数 140名
- 店舗数 18店
- キャッシュサービスコーナー 22カ所

中通り
地方



暮らしのとなりに、いつもふくしん
福島信用金庫

〒960-8660 福島市万世町1-5
TEL.024-522-8161
<https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/>

- 会員数 32,751名
- 役職員数 305名
- 店舗数 24店
- キャッシュサービスコーナー 32カ所

中通り
地方



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

〒964-0807 二本松市金色久保227番地9
TEL.0243-23-3660
<http://www.matsushin.jp/>

- 会員数 15,469名
- 役職員数 102名
- 店舗数 7店
- キャッシュサービスコーナー 14カ所

総合力でつなぐ信頼の輪

地域をつなぐふれ愛ネットワーク

愛する街の復興と福島県の幸せな未来に向かって。県内8つのしんきんは、しっかりとスクラムを組み、地域の皆さまと共に励まし合いながら歩んでまいります。



地域と共に歩む信用金庫 **6/15は信用金庫の日**です。

昭和26年6月15日に信用金庫法が施行されたのを記念して「信用金庫の日」と定めております。
県内8つの信用金庫は一斉清掃活動を6月と10月の年2回実施しております。

中通り
地方



今日も 明日も 幸福つないで
白河信用金庫

〒961-8601 白河市新白河1-152
TEL.0248-23-4511
<https://www.shinkin.co.jp/sirakawa/>

- 会員数 22,235名
- 役職員数 153名
- 店舗数 16店
- キャッシュサービスコーナー 25カ所

中通り
地方



地域をつなぎ、地域と共に歩む
須賀川信用金庫

〒962-0054 須賀川市牛袋町121番地1
TEL.0248-75-3172
<https://www.sushin.co.jp>

- 会員数 18,862名
- 役職員数 178名
- 店舗数 14店
- キャッシュサービスコーナー 19カ所

浜通り
地方



街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫

〒970-8026 いわき市平字二町目10
TEL.0246-23-8500
<http://www.shinkin.co.jp/himawari>

- 会員数 24,938名
- 役職員数 150名
- 店舗数 17店
- キャッシュサービスコーナー 31カ所

福島県内8信用金庫のATMご利用手数料が

365日 終日無料

- 対象カード／福島県内8信用金庫が発行するすべてのカード
- 対象ATM／福島県内8信用金庫が設置する店舗内・店舗外ATM
- ご利用内容／お預入れ・お引出し

知ってトクする しんきんのPRコーナー

しんきんのキャッシュカードがあれば全国ゼロネット加盟のしんきんATMで、平日・土曜日の手数料が無料です。

**しんきんATM
ゼロネットサービス
ZERO net SERVICE**

手数料
ゼロ

平 日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00



信金中央金庫

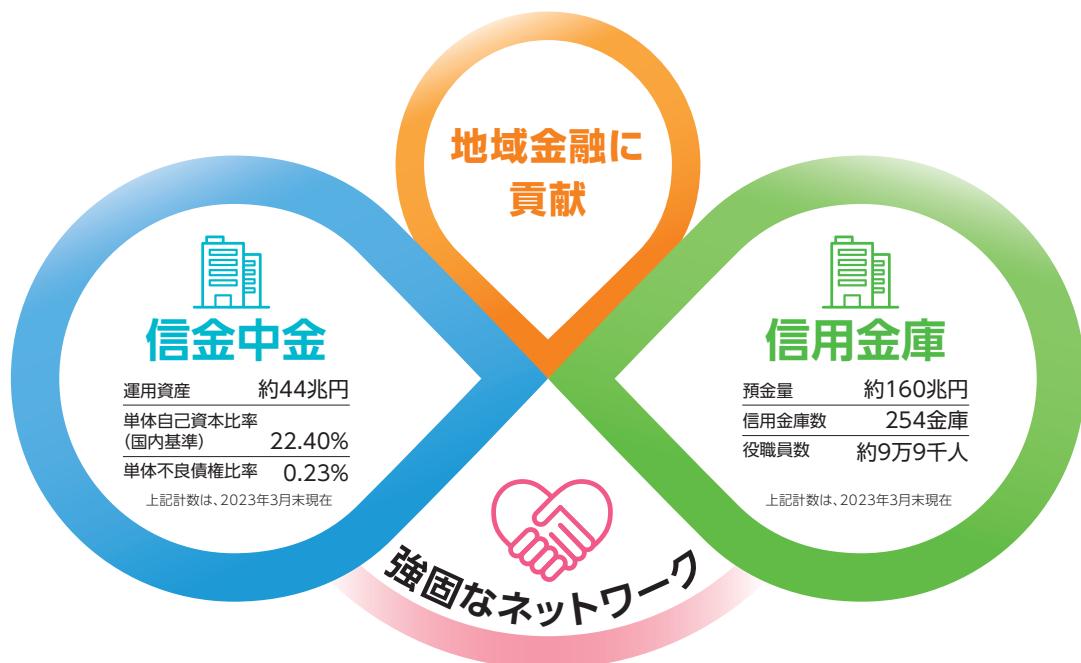
Shinkin Central Bank

- 信用金庫のセントラルバンク -

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2023年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約36兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- 個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- 地域創生やフィンテックの活用など

信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の業務効率化のサポート
- 信用金庫の経営課題の解決サポート

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ



邦銀トップクラスの格付

(2023年3月末現在)

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA



業務のご案内

■預金業務

(令和5年7月1日現在)

種類	特色(内容)	期間	預け入れ額
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期性預金(定期預金、定期積金)をセット、必要な時には定期性預金の90%、最高1,000万円までの自動融資(貸越)がご利用になります。(法人・個人とも取扱可)		
普通預金	出し入れ自由、給与・年金の受取り、公共料金の自動支払等日常のお財布代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	すべて自動継続扱で、たいへん便利です。	1ヵ月以上	100円以上
定期積金	まとまった資金づくりに最適です。	1年~5年	1,000円以上
普通預金	自由に出し入れできるお財布代わりの手軽な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	利息はつきません。預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
後見支援預金	成年後見制度利用者専用の普通預金。全ての取引は家庭裁判所の指示書に基づき取扱します。	家庭裁判所が許可した期間	家庭裁判所が許可した金額
貯蓄預金	すぐに使う予定がないお金を預けるのに最適です。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	会社・商店のお取引に安全で効率的な小切手がご利用になります。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的にご準備して頂く預金です。	お引き出しは納税時	1円以上
「納め上手」	消費税を納税される法人・個人事業者専用。	お引き出しは納税時	1円以上
定期預金	まとまったお金を有利に増やせるお利息がお得な預金です。		
大口定期預金	定期預金の中では、一般的には最も金利の高い自由金利型預金です。	1ヵ月~10年	1,000万円以上
スーパー定期預金	金利は大口定期に連動しますからたいへんお得です。	同上	100円以上 1,000万円未満
変動金利定期預金	6ヵ月毎に、その時点での金利動向を直接キャッチする定期預金です。	1年~3年	100円以上
期日指定定期預金	お預け入れ後1年経過すると、1ヵ月前のご連絡でいつでもお引き出しへれます。	3年(最長預入期限)	100円以上 300万円未満
ふくしん年金定期「輝」	当金庫で年金自動受取のお客さまお一人1,000万円まで。	1年	100円以上 1,000万円以下
長寿の証	運転免許証を自主返納されたお客さまお一人1,000万円まで。	1年	100円以上 1,000万円以下
定期積金	事業の拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備する預金です。	6ヵ月~5年	1,000円以上
ためっぺ	毎月積立の他に隔月積立や指定月追加積立もできます。	3年~10年	1万円以上
ドリームキャッチャー積金	上限1,000万円の自動振替専用積立です。満期時に定期預金を自動作成します。ボーナスからの追加もOKです。	1年~5年	1万円以上 1,000万円以下
ファミたん、しんきん定期積金	福島県子育て応援/サポート事業全国共通展開協賛 福島県信用金庫協会統一商品 自動振替専用積立です。	3年~5年	毎月積立 1万円以上 5万円以下
セット預金「つくしん坊」 (定期積金+定期預金)	1冊の通帳で定期積金の契約期間内に定期預金を預け入れできる商品で、まとまった資金づくりに最適です。	3年~5年	定期積金 1,000円以上 定期預金 100円以上
財形預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。 給料、ボーナスからの天引き積立ですから無理なく貯められます。		
財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金で元本550万円(住宅財形と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	100円以上
財形住宅預金	住宅取得のための資金を貯める預金で、元本550万円(年金財形と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	100円以上
一般財形預金	貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、財形持家・進学融資の特典も受けられます。	3年以上	100円以上
積立定期預金	1冊の通帳に、プランに合わせ自由な金額で積立ができます。	1年~5年	100円以上
譲渡性預金	払戻について期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のない預金です。 ※預金保険制度の対象ではありません。	2週間~5年	5,000万円以上

■融資業務

[個人のお客さま向け融資]

(令和5年7月1日現在)

	ローンの名称	お使いみち	ご融資限度額	期間	担保・保証人
お住まいのためのローン	変動・固定選択型住宅ローン				
	新マイプラン	住宅の新築・増改築	1億円	40年以内	不動産 保証会社保証
	マイプランワイド	住宅の購入	1億円		
	マイプランベスト	住宅用の土地購入	5,000万円	35年以内	不動産 親族保証人又は第三者保証人
	ふくしん家計ローン	住宅ローン借換・リフォーム	5,000万円		
	長期固定金利型住宅ローン (住宅金融支援機構証券化支援事業)				
	ふくしんフラット35	住宅建設、住宅・マンション(新築・中古)の購入資金	8,000万円	35年以内	住宅金融支援機構の抵当権 保証会社保証
	無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・住宅ローン借換	2,000万円	25年以内	保証会社保証
	ふくしんソーラーローン	太陽光発電システム設置資金 太陽光発電システムとあわせて実施するリフォーム資金	500万円	15年以内	親族保証人 又は第三者保証人
資金マイカーゴ	ふくしんマイカーローン ・ふくしん車屋さん・のっっちゃお!	WEB完結対応 車・バイク・自転車購入資金 車庫設置・運転免許取得費用・借換資金	1,000万円 (就職内定者は200万円)	10年以内	保証会社保証
教育資金	ふくしんキャンパス	WEB完結対応 教育に関する費用	1,000万円	16年以内	保証会社保証
	ふくしん教育カードローン 「仕送り上手」	教育に関する費用 (在学中は毎月利息のみお支払い)	50~500万円	当座貸越期間:5年以内 証書貸付期間:3ヶ月以上10年以内	保証会社保証
	学資ローン	教育に関する費用	500万円	10年以内	親族保証人又は第三者保証人
お使いみち自由	カードローン				
	ふくしんカードローン	WEB完結対応 自由(事業資金は除く)	10~300万円	3年(自動更新)	保証会社保証
	しんきんきゅうじゆ	自由(事業資金は除く)	900万円	3年(自動更新)	保証会社保証
	フリーローンワイド	自由(事業資金は除く)	1,000万円	10年以内	保証会社保証
	ふくしんフリーローンフォーライフ	WEB完結対応 自由	500万円	10年以内	保証会社保証
	ふくしんフリーローンかりっぺ	WEB完結対応 自由	500万円	10年以内	保証会社保証
	宅配ローン	自由(事業資金・旧債返済資金は除く)	300万円 (1世帯)	5年以内 (教育・住宅関連7年以内)	親族保証人
	ニューライフローン フリータイム24	プライダル資金等の冠婚葬祭資金・墓石等購入資金 家財等購入資金・医療資金・旅行資金	500万円	10年以内	保証会社保証
	シニアライフローン エール	自由	100万円	10年以内	保証会社保証

[法人・個人事業主さま向け融資]

(令和5年7月1日現在)

	ローンの名称	お使いみち	ご融資限度額	期間	担保・保証人
新型ビジネススピードローン	パワーアップ5,000馬力	事業資金 運転資金・設備資金	5,000万円	手形貸付 10年以内 手形貸付 1年以内	福島県信用保証協会保証・ 原則代表者保証
	パワーアップ2,000馬力	事業資金 運転資金・設備資金	2,000万円		
ふくしんフロンティア	事業資金 運転資金 設備資金		2,000万円	運転 設備 7年以内 10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチックリストによる
ふくしんSSローン	事業資金 運転資金・設備資金		1億円	10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチックリストによる
ふくしん元気一番	事業資金 運転資金・設備資金 融資取りまとめ資金		1億円	運転 その他 10年以内 25年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチックリストによる
ふくしん地域創生支援ローン	事業資金		2,000万円	10年以内	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチックリストによる
新型地域創生支援ローン(短期継続型)	事業資金 正常運転資金		3,000万円	手形貸付 (継続時は書替処理)	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチックリストによる
地域再生支援ローン(貸付条件変更対応型)	事業資金 運転資金・設備資金		2,000万円	手形貸付 15年以内 手形貸付 1年以内	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチックリストによる
継続サポート「どっしりくん」	事業資金 運転資金		3,000万円	1年以内	福島県信用保証協会保証・ 原則代表者保証
ふくしんアパートローン	賃貸住宅及び店舗事務所併用住宅の新築・購入資金		1億円	25年以内	不動産担保
ふくしんNPO等地域活性化ローン	地域社会に貢献する コミュニティビジネス活動資金		1,000万円	証書貸付 手形貸付 5年以内 1年以内	原則代表者保証 必要に応じて不動産担保
ふくしんアグリファーム	事業資金 運転資金・設備資金		1億円	証書貸付 手形貸付 10年以内 1年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチックリストによる
ふくしん創業支援ローン「創業のススメ」	新規創業・第二創業資金		1,000万円	10年以内	経営者保証等の必要性に 関するチックリストによる
ふくしんSDGsサポートローン	SDGs達成に向けた取り組みに対する運転資金・設備資金		2,000万円	証書貸付 10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチックリストによる
提携融資制度	福島商工会議所会員向けメンバーズローン、福島県法人会連合会・東北税理士会福島県支部連合会パートナーローン、 福島県中小企業家同友会連携資金活性化ローン、ふくしんTCK経営者ローン、などのご融資の取扱いをしております。				
代理業務融資	信金中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構・株式会社日本政策金融公庫などのご融資の取扱いをしております。				

商品ご利用にあたっての留意事項

各種ローンは、融資対象が限られる場合や、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。

また、お申し込みの状況によってはご融資できない場合もありますので、ご了承ください。

また、商品内容の改善のため、内容等を変更する場合もありますので、詳しくはお近くの「ふくしん」窓口・専門担当者にお尋ねください。

なお、ご利用の際は計画的なご利用をおおすすめします。



業務のご案内

■投資信託・公共債の窓口販売業務

(令和5年7月1日現在)

サービス名	特色(内容)
投資信託	目的やライフプランに合わせて選べるファンドをご用意しております。 ※投資信託は値動きのある商品です。元本の保証はございません。
投信インターネットサービス	インターネットに接続可能なパソコンまたはスマートフォンによる簡単な操作で投資信託が購入できる、個人のお客さま向けのサービスです。
公共債	長期利付国債、中期利付国債、個人向国債および地方債を取扱っております。

■保険の窓口販売業務

サービス名	特色(内容)
個人年金保険	ゆとりある老後にむけて、生活資金を計画的に準備するための保険です。
終身保険	万一の場合、大切な家族の生活を守る、一生涯の死亡保障がある保険です。
定期保険	万一の場合、大切な家族の生活を守る、一定期間の死亡保障がある保険です。
医療保険	病気やケガの入院・手術のとき等に給付金を受け取れる保険です。
がん保険	がんと診断された時やがんでの入院・手術のとき等に給付金を受け取れる保険です。
介護保険	要介護・要支援状態になったとき等に給付金を受け取れる保険です。
標準傷害保険	さまざまな事故によるケガを補償する保険です。
事業性保険	企業を取り巻く種々の賠償リスクや災害リスクを補償する保険です。
住宅火災保険	充実の補償内容で、火災や災害など大切なマイホームをとりまく危険に備える火災保険です。 ※当金庫で住宅ローンをご利用のお客さまが対象となります。
債務返済支援保険	病気やケガで、長期の入院・療養が必要になった場合にローン返済を支援する保険です。 ※当金庫で住宅ローンをご利用のお客さまが対象となります。

■信託契約代理業務

サービス名	特色(内容)
個人向け信託商品	しんきん相続信託：ご本人に万が一の事があったときに、ご家族が必要となる資金をすぐに受け取ることができます。
	しんきん暦年信託：年間110万円までの贈与税の非課税枠を活用したご家族への生前贈与の手続きをサポートします。

■相続関連業務(専門機関との提携業務)

サービス名	特色(内容)	提携先
遺言信託	お客さまのお考えどおりに大切な財産を受け渡すために、遺言書の作成・保管・執行までの一連の手続きをサポートします。	(株)朝日信託
遺産整理業務	相続が開始した場合に、相続人の皆様から依頼を受けて、遺産調査から遺産分割協議書の作成・遺産の名義書換手続きなどを代行させていただきます。	
財産承継プランニング	お客さまの大切な財産をお考えに沿って承継させるために、起こりうる問題や課題を事前に予測し、その解決策をご提案するサービスです。	

■為替・決済業務

サービス名	特色(内容)
振込	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国各地の金融機関へ確実・迅速に振込ができます。
ATM振込サービス	ATMを利用し、振込が簡単にできます。
為替自動振込サービス	毎月一定の日に一定の金額を指定の口座へ自動振込するサービスで、1度の手続きで毎月定められた日に指定金額を振込いたします。
電子記録債権サービス	インターネット(PC)等を通じて、手形や振込に代わる新しい決済手段(電子記録債権)です。 安全・簡易・迅速に支払いや譲渡等をすることができます。
代金取立	手形・小切手・株式配当金領収書などを取り立てし、ご指定の預金口座にご入金いたします。

■その他のサービス業務

サービス名	特色(内容)
給与振込	給料、ボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。 給料日が出張や休暇と重なった場合でも、全国の金融機関のキャッシュサービスコーナーでお引出しになります。
年金自動受取	厚生年金、国民年金等各種年金が受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。 ※金利優遇の定期預金、賃貸のお祝い等の特典をご用意しております。また、資産活用や相続等に関する相談も承っております。
口座振替	一度手続きするだけで、公共料金、家賃、授業料、各種クレジット料金などが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
キャッシュカードサービス	当金庫の本支店、店外ATMおよび全国どこの金融機関でもキャッシュカードを使って現金をお引出しうなります。(個人・法人とも取扱可)
通帳アプリ口座	いつでもどこでも入出金明細や残高をスマホで確認できるとても便利なサービスです。スマートフォンで無料の通帳アプリをダウンロードし、お持ちの口座を「スマホ通帳」に簡単に切替できます。
バンキングアプリ	スマートフォンをご利用のお客さまへ。お振込や残高照会、IB利用やローンの申込みが、いつでもどこでもご利用いただけるとても便利なサービスです。
デビットカードサービス	お店(加盟店)でお買い物をする時に、お手持ちのキャッシュカードをそのまま使って、現金の代わりにキャッシュカードでお支払いできるとても便利なサービスです。
Edy	お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、Edyチャージ(預金口座振替により引落し)ができるサービスです。
メルペイ	キャッシュレス社会の実現に向けて、スマートフォンによるQRコード決済をご利用できます。
VISAカード	世界各国のVISA加盟店でご利用いただけます。デパート・レストラン・ホテル・ゴルフ場などのショッピング・レジャーなどにご利用になれます。 有料道路の料金所をノンストップで通行可能にするETCカードが便利です。
全自動貸金庫	お客さまの財産を安全・確実に守ります。(西支店、北支店、南支店、吉井田支店、靈山おてひめ支店、総合相談センター)
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちに預かります。翌営業日にはご指定の口座に自動的に入金されます。 (収納代行委託分は翌々営業日となります)。
公金の取扱い(指定金融機関・歳入代理店等)	伊達市(東邦銀行と2年毎輪番制)・伊達郡の桑折町、国見町の2町および公立藤田総合病院の公金取扱いをご指定いただいております。 日本銀行歳入代理店をはじめとして、各種税金や社会保険料などの収納をお取扱いします。
集金代行サービス(F-NET)	新聞代、家賃、会費等や売掛金の回収などあらゆる集金をお客さまに代わって口座振替の方法により代行します。
個人インターネットバンキング	お申し込みをいただくだけで、ご自宅や職場のパソコン、お手持ちの携帯電話から、「残高照会」「資金移動(振込・振替)」などのお取引がインターネット上でご利用いただけます。専用のソフトは必要ありません。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンによる簡単な操作で、残高照会や振込などをご利用いただける、法人・個人事業主のお客さま向けのサービスです。
サッカーカード(toto)当せん金払戻業務	窓口でtoto当せん金の払戻しをいたします。 本店・西支店・南支店・北支店・桑折支店・保原支店にてお取扱いしております。
点字刻印サービス	目の不自由な方々にも安心してご利用いただけるよう、預金通帳・証書に預金種類、口座番号、金額等を点字併記いたします。(飯坂支店)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	毎月掛金を提出し、預金や投資信託など自分で選んだ商品で運用し、原則60歳以降に年金または一時金で受け取る税制メリットのある年金制度です。
来店予約フォーム	当金庫ホームページから、24時間いつでもご来店予約申込ができるサービスです。
しんきん法人ポータル ケイエール	当金庫とお客さまとのデジタル接点として、資金繰り把握、バックオフィスサービス、コミュニケーション等の機能をワンストップで提供するWEBサービスです。
e-dash	企業のエネルギーコスト削減や、CO ₂ 排出量削減への取り組みを総合的にサポートするサービスです。



手数料のご案内

■手数料のご案内

振込手数料

振込の種類／振込先	窓口利用 (電信扱・文書扱共通)	各種機械利用			為替自動振込	
		ATM利用		個人・法人IB・HB・FB		
		当金庫カード	他行カード・現金扱			
当金庫同一店内振込	550円	無 料	440円	無 料	無 料	
当金庫宛	550円	330円	440円	330円	330円	
他行宛	880円	550円	660円	550円	550円	

※為替自動振込については新規契約時に新規登録手数料(550円)が必要となります。※窓口扱の本人口座宛旅店間振込は無料です。※為替自動振込には旅店の本人口座振込も含みます。

※土・日・祝日等の時間外予約振込は、別途ATM手数料がかかる場合があります。※他行カード等でのATM振込は、別途ATM利用手数料がかかる場合があります。

円貨両替等手数料

お取扱い枚数	両替手数料	多量硬貨受入手数料
1枚～ 50枚	無 料	無 料
51枚～ 100枚		550円
101枚～ 500枚		550円

以降500枚増すごとに550円加算

※ご持参される枚数、お渡しする枚数のいずれか多い方を基準とさせていただきます。

各種発行手数料

項目	内容	手数料
小切手帳		3,300円
約束手形帳・為替手形帳	1冊	3,300円
夜間金庫専用入金帳		5,500円
振込帳		1,100円
自己宛小切手	1枚	550円
マル専手形用紙		550円
マル専開設		3,300円
残高証明書都度(継続含)		660円
残高証明書英文		1,100円
残高証明書監査法人用		3,300円
残高証明書所定用紙外		1,100円
各種証明書お客様の書式により発行するもの		1,100円
取引明細書(預金・融資他全取引)	10年以内	1,100円
	10年超	3,300円
個人情報開示請求手数料 主債務者の履行状況に関する情報提供(保証人請求)	1件	1,100円
当金庫の印鑑証明書交付手数料	1通	2,200円
当金庫の資格証明書交付手数料	1通	2,200円

カード・通帳手数料

	種類	手数料
発行	キャッシュカード(法人向)※個人以外	1,100円
	事業者カードローン(更新時は330円)	
再発行	キャッシュカード	
	ローンカード(すべて)	
	事業者カードローン	
	通帳・証書・出資証券	1,100円

*自然消耗等による再発行は無料です。

融資実行手数料

	項目	手数料
新規実行及び 手形貸付書替手数料 (カリコペ:無料) (フォーライフ一律2,200円)	証書貸付(事業所)	5,500円
	手形貸付(事業所)	2,200円
	証書貸付(個人)	2,200円
	手形貸付(個人)	1,100円
条件変更手数料	返済期間・金額の変更	11,000円
債務保証手数料	保証書発行1通につき	3,300円

融資関係手数料

	内 容	手数料	備 考
証書貸付の線上返済手数料 (事業性融資・住宅ローン・個人ローン)	返済元金300万円未満 300万円以上1,000万円未満 1,000万円以上	11,000円 22,000円 33,000円	元金100万円未満または実行後6ヶ月未満の線上返済除く 残存期間1年未満の全額線上・保証弁済等は除く 条件変更または再貸に伴う線上返済は除く
不動産担保設定	住宅ローン	新規設定一律	22,000円 マイプランワイド、家計ローンを除く
	住宅ローン以外	新規設定5,000万円未満 新規設定5,000万円以上1億円未満 新規設定1億円以上	22,000円 33,000円 55,000円
不動産担保取扱手数料(各種変更登記)		22,000円	追加設定・極度額変更・順位変更・債務者変更(相続は除く)等
不動産担保抹消手数料(根抵当権)	抹消 1件につき	3,300円	道路として公的機関に譲渡する場合は除く
住宅ローン金庫取扱手数料		11,000円	
賃貸物件取扱手数料		11,000円	賃貸物件の取得資金、借換資金に係るもの
融資証明書発行	1通	11,000円	
固定金利選択手数料		11,000円	金庫所定の変動から固定、固定から固定へ変更の場合
金利変更手数料(証書貸付)	金利引下げ 1件につき	11,000円	各種条件変更手数料を頂く場合は除く

未利用口座管理手数料

対象預金の種類	手数料/年間
令和3年6月1日以降に開設された普通預金口座(定期性総合口座含)、貯蓄預金口座、決済用普通預金	1,320円

*最後のお預入れまたは払戻しだから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い口座が未利用口座となります。

*口座の残高が1万円以上の場合は、当金庫に預り金融資産(定期性預金、投資信託、公共債等)および金融商品仲介業務に係る決済口座がある場合、当金庫にお借入れがある場合は対象外となります。

この表に記載しました手数料には、全て消費税10%が含まれています。

代金取立手数料・組戻し手数料

手形・小切手の取立方法	手 数 料
電子交換	小切手 無 料
	手 形 440円
個別取立	小切手 880円
	手 形

*組戻し関係手数料は1,100円です。

*JR旅館券、他クーポン券、他行預金通帳、証書の取立等については、880円です。

ATM利用手数料

	利用時間帯	当金庫カードほか 県内7信金カード	福島県内8信金以外 の信用金庫カード	他金融機関 郵貯カード
平 日	8:00～ 8:45	無 料	110円	220円
	8:45～18:00		無 料	110円
	18:00～21:00		110円	220円
土 曜	8:00～ 9:00	無 料	110円	220円
	9:00～14:00		無 料	110円
	14:00～21:00		110円	220円
日曜・祝日	8:00～21:00	無 料	110円	220円

*コンビニ等のATMをご利用になる場合は別途手数料がかかります。

*県内8信用金庫(会津・郡山・白河・須賀川・いわき・あづま・二本松・福島の各信金)が設置する店舗内・店舗外ATMが対象となります。

その他手数料

項目	手数料	備 考
夜間金庫手数料／年間	52,800円	-
夜間金庫預入袋／1個	3,300円	(※4個以上貸与する場合)
貸金庫手数料	全 自 動 タ イ プ	
大	23,760円	総合相談センター・南・西・吉井田・靈山おてひめ
中	18,480円	総合相談センター・北・南・西・吉井田・靈山おてひめ
小	13,200円	総合相談センター・北・南・西・吉井田・靈山おてひめ
保護預り一般封緘	2,200円	-
一般当座預金開設	11,000円	(当座貸越用の開設は除く)
手形・小切手記名判印刷登録料	11,000円	-
個人IB基本料金／月	無 料	個人に限る 個人事業等は 220円
法人IB	デ タ 伝 送	-
	基 本 料 金／月	オ ン ラ イ ン
	FB	パ ソ コン タ イ プ
	基 本 料 金／月	ホ ーム ユ ー ス タ イ プ
	ア ン サ ー 利 用 料／月 (FAX)	1,100円
株式払込手数料		取扱金額×2.5／1,000円×1.10
他所公金(税金)取次手数料		納付書1件につき550円

■業務の種類

- 1.預金及び定期積金の受入れ
- 2.資金の貸付け及び手形の割引
- 3.為替取引
- 4.上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債務の保証又は手形の引受け
 - (2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6)短期社債等の取得又は譲渡
 - (7)次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 福島県農業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 地方住宅供給公社
 - 日本酒造組合中央会
 - 独立行政法人労働者健康安全機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
 - 一般財団法人建設業振興基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人環境再生保全機構
 - 独立行政法人情報処理推進機構
 - 東日本建設業保証株式会社
 - (8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - イ.金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ロ.銀行
 - ハ.長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行をいう。)
 - ニ.信用協同組合及び中小企業協同組合法(昭和24年法律第81号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ.労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ.農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る。)
 - ト.漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、漁業
- 協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。)
- チ.農林中央金庫
- (9)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11)振替業
- (12)両替
- (13)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (14)金融等デリバティブ取引((5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15)金の取扱い
- (16)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
 - 株式会社朝日信託
- 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (4)電子債権記録法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (5)確定拠出年金(平成13年法律第88号)により行う業務

地区一覧

都道府県名	市 郡 名	営 業 区 域
福 島 県	福 島 市	一 円
	伊 達 市	一 円
	三 本 松 市	一 円
	本 宮 市	一 円
	伊 達 郡	一 円
	安 達 郡	一 円
双 葉 郡		浪江町のうち津島・下津島・南津島・羽附・赤宇木・亘曾根・川房
	相 馬 市	玉野・東玉野
	相 馬 郡	飯館村のうち飯越・比曾・松塚・関根・臼石・二枚橋・須萱・前田・佐須
宮 城 県	白 石 市	越 河
	伊 具 郡	丸森町



FUKUSHIN Disclosure

2023[資料編]

CONTENTS

財務諸表	36
役職員の報酬体系	41
経営指標・諸比率	42
預金等に関する指標	44
貸出金に関する指標	45
不良債権の状況	47
有価証券等に関する指標	48
自己資本の充実の状況等	51
開示項目一覧 (信用金庫法第89条に基づく開示項目)	61



財務諸表

■貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
現 金	5,252	4,945
預 け 金	171,266	123,700
買 入 金 錢 債 権	3,115	2,532
金 錢 の 信 託	0	0
有 価 証 券	143,860	147,795
国 債	12,003	10,996
地 方 債	18,500	24,076
社 債	72,631	70,828
株 式	2,946	2,677
そ の 他 の 証 券	37,778	39,216
貸 出 金	191,561	196,789
割 引 手 形	290	297
手 形 貸 付	9,772	10,156
証 書 貸 付	173,568	178,359
当 座 貸 越	7,929	7,975
そ の 他 資 産	2,342	2,303
未 決 済 為 替 貸	41	55
信 金 中 金 出 資 金	1,568	1,568
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	376	393
そ の 他 の 資 産	355	286
有 形 固 定 資 産	3,640	3,530
建 物	1,459	1,371
土 地	1,922	1,909
リ 一 ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	258	249
無 形 固 定 資 産	65	64
ソ フ ト ウ エ ア	50	49
の れ ん	—	—
リ 一 ス 資 産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	15	15
前 払 年 金 費 用	117	156
繰 延 税 金 資 産	—	229
債 務 保 証 見 返	1,978	1,829
貸 倒 引 当 金	△1,913	△2,039
(うち個別貸倒引当金)	(△1,694)	(△1,848)
資 産 の 部 合 計	521,288	481,837

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	437,437	451,263
当 座 預 金	1,572	1,512
普 通 預 金	262,472	280,704
貯 蓄 預 金	1,338	1,392
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	163,506	159,509
定 期 積 金	5,856	5,501
そ の 他 の 預 金	2,690	2,642
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	57,739	7,030
借 入 金	57,739	7,030
そ の 他 負 債	692	736
未 決 済 為 替 借	81	87
未 払 費 用	64	67
給 付 補 備 金	7	7
未 払 法 人 税 等	147	148
前 受 収 益	83	96
払 戻 未 濟 金	27	30
職 員 預 り 金	183	186
金 融 派 生 商 品	2	0
資 産 除 去 債 務	17	—
そ の 他 の 負 債	78	110
賞 与 引 当 金	142	137
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	164	166
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11	14
偶 発 損 失 引 当 金	90	95
災 害 損 失 引 当 金	27	—
繰 延 税 金 負 債	42	—
債 務 保 証	1,978	1,829
負 債 の 部 合 計	498,326	461,273
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,730	1,699
普 通 出 資 金	1,730	1,699
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 斎 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	20,689	21,422
利 益 準 備 金	1,757	1,730
そ の 他 利 益 剰 余 金	18,932	19,692
特 別 積 立 金	17,090	17,920
(創立記念事業積立金)	(340)	(340)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,842	1,772
処 分 未 濟 持 分	△—	△—
自 己 優 先 出 資	△—	△—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 斎 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	22,419	23,121
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	542	△2,558
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	542	△2,558
純 資 産 の 部 合 計	22,961	20,563
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	521,288	481,837

■損益計算書

科 目	令和3年度 (自:令和3年4月1日 至:令和4年3月31日)	令和4年度 (自:令和4年4月1日 至:令和5年3月31日)
経 常 収 益	5,742,690	5,450,680
資 金 運 用 収 益	4,674,623	4,537,592
貸 出 金 利 息	2,878,101	2,837,078
預 け 金 利 息	211,776	200,883
有価証券利息配当金	1,534,999	1,450,819
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	49,745	48,811
役 務 取 引 等 収 益	754,131	745,607
受 入 為 替 手 数 料	293,492	265,987
その他の役務収益	460,639	479,619
そ の 他 業 務 収 益	203,548	84,614
国債等債券売却益	139,565	27,739
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	1,741
その他の業務収益	63,982	55,133
そ の 他 経 常 収 益	110,387	82,866
貸倒引当金戻入益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	525	525
株 式 等 売 却 益	109,828	47,902
金 銭 の 信 記 運 用 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	33	34,438
経 常 費 用	4,521,847	4,429,005
資 金 調 達 費 用	86,483	73,516
預 金 利 息	57,945	47,863
給付補填備金繰入額	4,136	3,755
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	23,495	20,961
そ の 他 の 支 払 利 息	906	935
役 務 取 引 等 費 用	393,776	386,818
支 払 為 替 手 数 料	74,163	59,492
そ の 他 の 役 務 費 用	319,612	327,326
そ の 他 業 務 費 用	99,300	13,985
外 国 為 替 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	22,923	1,781
国 債 等 債 券 償 戻 損	73,329	11,490
国 債 等 債 券 償 却	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	2,703	—
そ の 他 の 業 務 費 用	344	713
経 費	3,541,938	3,456,396
人 件 費	2,187,656	2,170,478
物 件 費	1,253,009	1,183,168
税 金	101,272	102,749
そ の 他 経 常 費 用	400,348	498,288
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	207,217	277,318
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	70,090	109,835
株 式 等 償 却	393	—
金 銭 の 信 記 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	428	1,245
そ の 他 の 経 常 費 用	122,218	109,889
経 常 利 益	1,220,842	1,021,675

(単位:千円)

科 目	令和3年度 (自:令和3年4月1日 至:令和4年3月31日)	令和4年度 (自:令和4年4月1日 至:令和5年3月31日)
特 別 利 益	—	1,227
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	1,227
特 別 損 失	18,478	15,713
固 定 資 産 処 分 損	15,638	2,973
減 損 損 失	2,840	12,739
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,202,364	1,007,189
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	351,475	306,897
法 人 税 等 の 還 付 額	—	—
法 人 税 等 調 整 額	15,450	△67,420
法 人 税 等 合 計	366,926	239,476
当 期 純 利 益	835,438	767,713
継 越 金 (当 期 首 残 高)	1,006,641	1,004,707
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,842,079	1,772,420

(単位:千円)

■剩余金処分計算書

(単位:円)

科 目	46期 (通常総代会承認日 令和4年6月17日)	47期 (通常総代会承認日 令和5年6月15日)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,842,079,492	1,772,420,533
積 立 金 取 崩 額	27,231,500	30,800,500
利 益 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	27,231,500	30,800,500
剩 余 金 処 分 額	864,603,735	793,987,780
利 益 準 備 金	0	0
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	34,603,735	33,987,780
(配 当 率)	(年2%)	(年2%)
特 別 積 立 金	830,000,000	760,000,000
継 越 金 (当 期 末 残 高)	1,004,707,257	1,009,233,253

財務諸表

■会計監査人による監査

令和5年6月15日開催の第47回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

■財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年 6月15日

福島信用金庫

理事長 植口 郁雄



貸借対照表・損益計算書の注記

■貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は、次のとおりであります。
 建 物 34年～50年
 その他の 3年～20年
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
10. 賞与引当金は、職員への賞与への支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
 退職給付債務等の内容については以下のとおりであります。
 ① 退職給付債務 1,677百万円
 ② 年金資産 1,720百万円
 ③ 前払年金費用 156百万円
 ④ 未認識数理計算上の差異 112百万円
 退職給付債務等の計算基礎については以下のとおりであります。
 ⑤ 割引率 0.0%
 ⑥ 期待運用収益率 3.5%
 ⑦ 数理計算上の差異の処理年数 10年
 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の翌事業年度から)費用処理(又は損益処理)
12. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
 年金資産の額 1,740,569百万円
 年金財政計算上の数理債務の額と
 最低責任準備金の額との合計額 1,807,426百万円
 差引額 △66,857百万円
 ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分) 0.2935%
- ③ 補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却にて充てられる特別掛金55百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 災害損失引当金は、災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
16. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
17. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
18. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

19. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】…2,039百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【繰延税金資産】…272百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は63百万円であります。

21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

22. 有形固定資産の減価償却累計額は4,427百万円であります。

23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外匯為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,227百万円

危険債権額 6,216百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 269百万円

合計額 8,713百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外匯為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は297百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 10,000百万円

担保資産に応応する債務

借用金 7,030百万円

上記のほか、日本銀行歳入代理店担保として有価証券2,000百万円、地方公共団体等指定金融機関差入担保として預け金14百万円及び現金1.3百万円、為替決済取引担保として預け金8,000百万円を差し入れております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は30百万円であります。

28. 出資1口当たりの純資産額は6,050円36銭であります。

29. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- (1) 信用リスクの管理

当金庫は、融資管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議やALM委員会を開催し、審議・報告・チェックを行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

- (2) 市場リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金運用部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議及び資金運用報告会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに関する定量的情報

当金庫は、資産・負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で8,963百万円です。

なお、当金庫では、毎月バックテストを実施し、計測手法の有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは補足できない場合があります。

(③)資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち有価証券及び買入金銭債権以外については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	123,700	123,363	△337
(2)買入金銭債権	2,532	2,430	△102
(3)有価証券	147,713	147,686	△26
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	2,554	2,528	△26
その他有価証券	145,158	145,158	—
(4)貸出金(*1)	196,789		
貸倒引当金(*2)	△2,039		
	194,749	199,720	4,970
金融資産計	468,696	473,200	4,504
(1)預金積金(*1)	451,263	451,171	△92
(2)借用金(*1)	7,030	7,014	△15
金融負債計	458,293	458,186	△107
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

(*1)有価証券及び買入金銭債権以外の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*4)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TIBOR、金利スワップ率)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

満期のある買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、将来キャッシュ・フローから算出した時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、31.から35.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、金利スワップ率)で割り引いた額

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、金利スワップ率)を用いております。

(2)借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利(TIBOR、金利スワップ率)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、クレジット・デフォルト・スワップであり、市場金利(国債金利)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合等への出資(*1)	66
非上場株式等(*2)	16
信金中央金庫出資金(*1)	1,568
その他出資金(*1)	1
合計	1,651

(*1)組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)非上場株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	64,200	48,700	1,000	9,800
買入金銭債権	621	411	—	1,500
有価証券	4,334	29,408	68,584	26,546
満期保有目的の債券	30	—	500	2,024
その他有価証券のうち満期があるもの	4,304	29,408	68,084	24,521
貸出金(*)	30,334	61,883	46,638	49,591
合計	99,491	140,403	116,222	87,438

(*3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	147,797	14,860	184	919
借用金	409	4,721	1,700	200
合計	148,206	19,581	1,884	1,119

(*4)預金積金のうち、要求預金は含めておりません。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

売買目的有価証券

該当事項はありません。



貸借対照表・損益計算書の注記

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	500	503	3
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	500	503	3
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	2,024	1,995	△29
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	30	30	—
	その他	—	—	—
	小計	2,054	2,025	△29
合計		2,554	2,528	△26

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	1,697	1,117	580
	債券	6,536	6,476	60
	国債	—	—	—
	地方債	4,527	4,497	29
	短期社債	—	—	—
	社債	2,008	1,978	30
	その他	15,740	14,329	1,410
	小計	23,974	21,922	2,051
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	963	1,114	△151
	債券	96,810	99,789	△2,978
	国債	8,971	9,700	△728
	地方債	19,049	19,447	△397
	短期社債	—	—	—
	社債	68,789	70,641	△1,852
	その他	23,409	24,889	△1,479
	小計	121,183	125,793	△4,609
合計		145,158	147,716	△2,558

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	650	40	109
債券	12,857	19	1
国債	2,360	8	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	10,496	11	1
その他	1,192	135	11
合計	14,699	195	123

34. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的の有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

36. 運用目的の金銭の信託はありません。

37. 満期保有目的の金銭の信託はありません。

38. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	0	0	0	—	0

※「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は70,422百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが22,902百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	506百万円
役員退職慰労引当金	45
その他	811
繰延税金資産小計	1,363
評価性引当額	△1,091
繰延税金資産合計	272
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
その他	42
繰延税金負債合計	42
繰延税金資産の純額	229百万円

41. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	一百万円
顧客との契約から生じた債権	9百万円
契約負債	一百万円

42. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

■損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資一口当たり当期純利益額は223円53銭であります。
- その他の経常費用には、偶発損失引当金純額19,660千円を計上しております。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は718,473千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国外為替業務	送金、代金取立等の内国外為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料金等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の 役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料金等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	

(注)役務取引等収益及びその他の業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

■役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	148

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は3名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」124百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。

なお、「賞与」の支払いはありません。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



経営指標

■5年間の主要経営指標

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	6,191,743千円	5,651,133千円	6,174,013千円	5,742,690千円	5,450,680千円
経 常 利 益 (△は経常損失)	1,002,918千円	928,285千円	739,719千円	1,220,842千円	1,021,675千円
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	745,940千円	596,951千円	592,173千円	835,438千円	767,713千円
出 資 総 額	1,812百万円	1,789百万円	1,757百万円	1,730百万円	1,699百万円
出 資 総 口 数	3,624千口	3,579千口	3,514千口	3,460千口	3,398千口
純 資 産 額	21,699百万円	20,200百万円	23,213百万円	22,961百万円	20,563百万円
総 資 産 額	421,916百万円	427,919百万円	489,782百万円	521,288百万円	481,837百万円
預 金 積 金 残 高	388,496百万円	396,232百万円	425,066百万円	437,437百万円	451,263百万円
貸 出 金 残 高	185,020百万円	179,131百万円	188,614百万円	191,561百万円	196,789百万円
有 価 証 券 残 高	118,346百万円	112,359百万円	138,586百万円	143,860百万円	147,795百万円
単体自己資本比率	11.69%	11.82%	12.49%	12.66%	13.62%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	15円(3.0%)	15円(3.0%)	10円(2.0%)	10円(2.0%)	10円(2.0%)
役 員 数	14人	13人	14人	14人	14人
うち常勤役員数	9人	8人	9人	9人	9人
職 員 数	315人	316人	312人	302人	296人
会 員 数	34,594先	34,180先	33,800先	33,313先	32,751先

■資金運用収支の内訳

(単位:平残・百万円、利息・千円、利回り・%)

種 類	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	498,292	4,674,623	0.93	498,448	4,537,592	0.91
うち 貸 出 金	190,264	2,878,101	1.51	192,468	2,837,078	1.47
うち 預 け 金	171,440	211,776	0.12	147,345	200,883	0.13
うち 有 価 証 券	132,021	1,534,999	1.16	154,087	1,450,819	0.94
資 金 調 達 勘 定	484,006	86,483	0.01	482,912	73,516	0.01
うち 預 金 積 金	439,368	62,081	0.01	452,986	51,619	0.01
うち 借 用 金	44,456	23,495	0.05	29,738	20,961	0.07

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度278百万円、令和4年度121百万円)を、控除して表示しております。



■受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	156	△194	△37	205	△342	△137
うち 貸 出 金	51	△117	△66	31	△72	△41
うち 預 け 金	53	3	57	△33	22	△10
うち 有 価 証 券 等	51	△80	△28	207	△292	△85
支 払 利 息	16	△60	△44	△7	△5	△12
うち 預 金 積 金	0	△42	△41	2	△13	△10
うち 借 用 金	15	△18	△2	△10	8	△2

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

■業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 収 支	4,588,139	4,464,076
資 金 運 用 収 益	4,674,623	4,537,592
資 金 調 達 費 用	86,483	73,516
役 務 取 引 等 収 支	360,355	358,788
役 務 取 引 等 収 益	754,131	745,607
役 務 取 引 等 費 用	393,776	386,818
そ の 他 業 務 収 支	104,247	70,628
そ の 他 業 務 収 益	203,548	84,614
そ の 他 業 務 費 用	99,300	13,985
業 務 粗 利 益	5,052,742	4,893,493
業 務 粗 利 益 率	1.01%	0.98%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■経費の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
人 件 費	2,187,656	2,170,478
物 件 費	1,253,009	1,183,168
事 務 費	518,267	519,008
固 定 資 産 費	245,041	253,546
事 業 費	95,824	111,736
人 事 厚 生 費	30,544	29,096
有 形 固 定 資 産 償 却	214,991	62,775
無 形 固 定 資 産 儻 却	23,443	185,327
預 金 保 険 料	124,897	21,677
税 金	101,272	102,749
合 計	3,541,938	3,456,396

■預証率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
期 末 預 証 率	32.88	32.75
期 中 平 均 預 証 率	30.04	34.01

(注) 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

■業務純益

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
業 務 純 益	1,548,601	1,488,733
実 質 業 務 純 益	1,537,573	1,460,964
コ ア 業 務 純 益	1,494,260	1,446,496
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,204,016	1,326,466

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

■利益率・利鞘(資金運用利回・総資産利鞘)

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 利 回	0.93	0.91
資 金 調 達 原 価 率	0.74	0.72
総 資 金 利 鞘	0.19	0.18
総 資 産 経 常 利 益 率	0.24	0.20
// 当期純利益率	0.16	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■預貸率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
期 末 預 貸 率	43.79	43.60
期 中 平 均 預 貸 率	43.30	42.48

(注) 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$



預金等に関する指標

■預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	266,799	284,232
当座預金	1,604	1,488
普通預金	263,832	281,333
貯蓄預金	1,362	1,380
通知預金	—	29
定期性預金	171,184	167,272
うち固定金利定期預金	164,927	161,530
うち変動金利定期預金	41	48
その他の	1,384	1,481
合計	439,368	452,986
譲渡性預金	—	—
総合計	439,368	452,986

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
定期預金	163,506	159,509
固定金利定期預金	163,458	159,458
変動金利定期預金	47	50
その他の	1	1

■預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

	令和3年度	令和4年度
個人預金	339,014 (77.50)	347,348 (76.97)
法人預金	69,986 (15.99)	70,173 (15.55)
公金預金	28,373 (6.48)	33,667 (7.46)
金融機関預金	63 (0.01)	73 (0.01)
合計	437,437 (100.00)	451,263 (100.00)

※譲渡性預金を含みません。

■常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
預金	1,406	1,479
貸出	615	645

■1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
預金	18,226	18,802
貸出	7,981	8,199

■内国為替取扱実績

(単位:億円(件数))

区分	令和3年度	令和4年度
送金振込仕向為替	3,854 (- 969,541)	4,250 (1,062,856)
//被仕向為替	4,471 (1,160,489)	4,748 (1,187,379)
代金取立仕向為替	49 (- 4,084)	25 (- 2,209)
//被仕向為替	43 (- 3,654)	26 (- 2,042)
合計	8,418 (2,137,768)	9,051 (2,254,486)



貸出金に関する指標

FUKUSHIN Disclosure 2023

■貸出金平均残高

		(単位:百万円)	
		令和3年度	令和4年度
手形貸付		8,583	9,872
証書貸付		174,080	174,782
当座貸越		7,346	7,520
割引手形		254	293
合計		190,264	192,468

■貸出金残高

		(単位:百万円)	
		令和3年度	令和4年度
貸出金		191,561	196,789
うち変動金利		84,745	86,909
うち固定金利		106,816	109,879

■貸出金業種別内訳

業種	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	281	8,721	4.6	273	9,296	4.7
農業、林業	52	1,721	0.9	53	1,575	0.8
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	50	0.0	3	65	0.0
建設業	710	15,383	8.0	720	15,863	8.1
電気・ガス・熱供給・水道業	31	858	0.4	32	784	0.4
情報通信業	10	82	0.0	9	120	0.1
運輸業、郵便業	76	5,403	2.8	75	5,570	2.8
卸売業、小売業	561	12,924	6.7	563	13,007	6.6
金融業、保険業	17	19,175	10.0	20	23,733	12.1
不動産業	460	16,223	8.5	451	16,221	8.2
物品販賣業	4	313	0.2	4	375	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	89	876	0.5	88	987	0.5
宿泊業	29	2,036	1.1	33	2,015	1.0
飲食業	238	2,019	1.1	245	2,060	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	175	3,107	1.6	175	2,789	1.4
教育、学習支援業	28	1,698	0.9	28	1,705	0.9
医療、福祉	89	4,455	2.3	88	4,040	2.1
その他サービス	343	5,590	2.9	339	5,573	2.8
小計	3,196	100,642	52.5	3,199	105,789	53.8
国・地方公共団体等	13	34,505	18.0	13	34,291	17.4
個人	12,513	56,414	29.4	12,033	56,709	28.8
合計	15,722	191,561	100.0	15,245	196,789	100.0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金使途別残高

使途	(単位:百万円・(構成比))		
	令和3年度		
設備資金	98,767 (51.56)		98,334 (49.97)
運転資金	92,794 (48.44)		98,454 (50.03)
合計	191,561 (100.00)		196,789 (100.00)

■消費者ローン・住宅ローン残高

区分	(単位:百万円)		
	令和3年度		
消費者ローン	12,322		11,959
住宅ローン	44,019		44,704



貸出金に関する指標

■代理貸付残高の内訳

(単位:百万円・(件数))

区分	令和3年度	令和4年度
信金中央金庫	1,918 (101)	1,789 (95)
日本政策金融公庫(国民生活事業)	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	1,772 (183)	1,608 (215)
日本政策金融公庫(中小企業事業)	6 (1)	4 (1)
独立行政法人福祉医療機構	47 (139)	20 (73)
日本政策金融公庫(農林水産事業)	73 (2)	65 (2)
独立行政法人中小企業基盤整備機構	19 (4)	16 (3)
合計	3,838 (430)	3,507 (389)

(注) 平成18年4月1日から、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金を承継しました。

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	410	369
有価証券	0	0
動産	615	379
不動産	35,207	34,641
その他の	—	—
計	36,234	35,391
信用保証協会・信用保険	48,933	50,588
保証	22,254	21,218
信用	84,140	89,590
合計	191,561	196,789

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	1,391	1,327
その他の	—	—
計	1,391	1,327
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	—	—
信用	587	502
合計	1,978	1,829

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

54ページをご参照ください。

■貸出金償却

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	—	—



■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度					令和4年度					保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,585	1,585	842	743	100.00	100.00	2,227	2,227	1,147	1,079	100.00	100.00
危険債権	6,755	5,535	4,751	783	81.94	39.11	6,216	5,361	4,759	601	86.24	41.29
要管理債権	246	113	104	9	46.03	6.63	269	95	81	14	35.44	7.65
三月以上延滞債権	1	0	—	0	3.83	3.83	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	245	113	104	9	46.21	6.66	269	95	81	14	35.44	7.65
小計(A)	8,587	7,234	5,698	1,536	84.24	53.17	8,713	7,684	5,988	1,695	88.18	62.22
正常債権(B)	185,138						190,081					
総与信残高(A)+(B)	193,726						198,795					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定期支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外匯為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。



有価証券等に関する指標

■有価証券平均残高

科 目	令和3年度	令和4年度
国 債	9,439	12,998
地 方 債	18,548	20,999
短 期 社 債	—	—
社 債	65,946	79,441
株 式	2,622	2,408
外 国 証 券	22,362	24,304
その他の証券	13,100	13,935
合 計	132,021	154,087

■商品有価証券平均残高

該当ございません。

■有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和3年度

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	—	—	—	—	791	11,211	—	12,003
地 方 債	718	3,366	29	2,531	11,720	132	—	18,500
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,942	7,492	16,834	5,713	31,232	6,415	—	72,631
株 式	—	—	—	—	—	—	2,946	2,946
外 国 証 券	199	3,205	3,053	2,972	3,318	7,052	2,771	22,573
その他の証券	—	—	—	—	—	—	15,204	15,204
合 計	5,861	14,064	19,918	11,217	47,063	24,812	20,922	143,860

令和4年度

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	10,996	—	10,996
地 方 債	918	2,446	827	2,318	17,449	115	—	24,076
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,416	4,789	16,566	12,132	28,124	7,799	—	70,828
株 式	—	—	—	—	—	—	2,677	2,677
外 国 証 券	1,998	2,676	2,024	3,901	3,086	5,854	4,454	23,995
その他の証券	—	—	—	—	—	—	15,220	15,220
合 計	4,333	9,912	19,418	18,352	48,660	24,765	22,352	147,795

■有価証券の時価情報

■1. 売買目的有価証券

該当ございません。

■2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	令和3年度			令和4年度		
		時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,026	2,070	43	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	500	503	3
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,026	2,070	43	500	503	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	2,024	1,995	△29
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	30	30	—	30	30	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	30	30	—	2,054	2,025	△29
合 計		2,056	2,100	43	2,554	2,528	△26

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

■3. 子会社・子会社等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

当金庫が保有する子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

■4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株 式	1,505	821	683	1,697	1,117	580
	債 券	24,074	23,931	142	6,536	6,476	60
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	4,442	4,398	43	4,527	4,497	29
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	19,631	19,532	98	2,008	1,978	30
	そ の 他	21,545	19,820	1,724	15,740	14,329	1,410
	小 計	47,125	44,574	2,550	23,974	21,922	2,051
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株 式	1,425	1,718	△293	963	1,114	△151
	債 券	77,004	78,051	△1,047	96,810	99,789	△2,978
	国 債	9,976	10,301	△324	8,971	9,700	△728
	地 方 債	14,057	14,201	△143	19,049	19,447	△397
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	52,970	53,549	△579	68,789	70,641	△1,852
	そ の 他	16,147	16,610	△462	23,409	24,889	△1,479
	小 計	94,577	96,381	△1,804	121,183	125,793	△4,609
合 計		141,702	140,955	746	145,158	147,716	△2,558

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

内 容	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その 他 有 価 証 券 (非 上 場 株 式)	16		16	
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 等 へ の 出 資	85		66	
合 計	101		82	

■金銭の信託の時価情報

■1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

■2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

■3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和3年度				令和4年度			
貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	う ち 貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	う ち 貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 厖 価 を 超 え る も の
0	0	0	—	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引の状況

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引
該当ございません。



有価証券等に関する指標

■金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

[主な分類商品] 上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

[主な分類商品] 地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価格を時価とする投資信託、仕組債等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

[主な分類商品] 仕組債等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。なお、仕組債等については、第三者から入手した時価を、当金庫で検証後、時価として採用しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	0	—	0
有価証券(その他有価証券)	15,017	122,062	187	137,267
うち株式	2,661	—	—	2,661
国債	8,971	—	—	8,971
地方債	—	23,576	—	23,576
社債	—	70,798	—	70,798
その他の証券(*1)	3,384	27,687	187	31,259
金融資産計	15,017	122,062	187	137,267

*1:有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託はありません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は7,890百万円あります。

*2:重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。また、本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

■公共債引受額

(単位:百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
国債	—	—
地方債	225	175
政保債	—	—
合計	225	175

■公共債窓販実績

(単位:百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
長期利付国債	—	—
中期利付国債	—	—
個人向け利付国債	125	168
地方債	75	75
合計	200	243

■公共債ディーリング実績

該当ございません。



自己資本の充実の状況等

FUKUSHIN Disclosure 2023

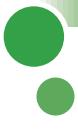
■1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,385	23,088	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,730	1,699	
うち、利益剰余金の額	20,689	21,422	
うち、外部流出予定額(△)	34	33	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	223	194	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	223	194	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	22,608	23,282
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去。)の額の合計額	47	46	
うち、のれんに係るものの額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	47	46	
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去。)の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	85	113	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(口)	132	159
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	22,475	23,122
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	167,356	159,668	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,116	10,072	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	177,472	169,741
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))		12.66%	13.62%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



自己資本の充実の状況等

■2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	167,356	6,694	159,668	6,386
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	147,557	5,902	138,372	5,534
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	540	21	430	17
我が国の政府関係機関向け	1,031	41	1,028	41
地方三公社向け	104	4	97	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,986	1,519	34,489	1,379
法人等向け	46,398	1,855	45,613	1,824
中小企業等向け及び個人向け	39,918	1,596	36,673	1,466
抵当権付住宅ローン	5,213	208	4,699	187
不動産取得等事業向け	561	22	443	17
三月以上延滞等	94	3	71	2
取立未済手形	6	0	9	0
信用保証協会等による保証付	743	29	832	33
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,635	105	2,306	92
出資等のエクスポージャー	2,635	105	2,306	92
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	12,322	492	11,676	467
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	2,905	116	2,807	112
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	529	21	724	28
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	—	—	—	—
②証券化エクspoージャー	1,156	46	981	39
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,156	46	981	39
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	18,631	745	20,302	812
ルック・スルー方式	18,631	745	20,302	812
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	8	0	11	0
⑦中央清算機関連エクspoージャー	1	0	1	0
口.オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,116	404	10,072	402
八.単体総所要自己資本額(イ+口)	177,472	7,098	169,741	6,789

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」、「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しています。

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法) 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

■(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポート区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高								三月以上延滞 エクスポート	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度		
国 内	485,024	446,528	191,497	196,989	104,040	108,820	116	167	328	125
国 外	19,771	20,053	—	—	19,771	20,053	—	—	—	—
地 域 別 合 計	504,796	466,582	191,497	196,989	123,811	128,874	116	167	328	125
製 造 業	31,449	33,432	8,872	9,441	21,191	22,682	—	—	—	14
農 業 、 林 業	1,817	1,664	1,817	1,664	—	—	—	—	7	7
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	115	74	61	74	—	—	—	—	—	—
建 設 業	17,681	18,886	16,833	17,211	730	1,530	—	—	162	9
電気・ガス・熱供給・水道業	19,566	17,035	922	882	18,412	16,098	—	—	—	—
情 報 通 信 業	454	1,053	82	120	300	900	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	10,943	12,257	5,518	5,706	5,189	6,270	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	15,983	16,357	13,775	13,807	1,998	2,298	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	220,728	175,526	17,008	21,965	26,687	24,614	116	167	—	—
不 動 産 業	19,781	19,449	17,752	17,625	2,002	1,796	—	—	—	—
物 品 貸 貸 業	313	375	313	375	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1,007	1,139	1,007	1,139	—	—	—	—	15	—
宿 泊 業	2,150	2,123	2,150	2,123	—	—	—	—	12	12
飲 食 業	2,378	2,433	2,378	2,433	—	—	—	—	6	5
生活関連サービス業、娯楽業	3,594	3,358	3,551	3,315	—	—	—	—	—	0
教 育 、 学 習 支 援 業	1,793	1,759	1,793	1,759	—	—	—	—	34	—
医 療 、 福 祉	5,025	4,570	5,025	4,570	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	6,829	7,238	6,068	6,106	700	1,100	—	—	0	—
国・地方公共団体等	78,471	82,375	34,531	34,315	43,939	48,059	—	—	—	—
個 人	52,031	52,348	52,031	52,348	—	—	—	—	89	73
そ の 他	12,680	13,122	—	—	2,659	3,522	—	—	—	—
業 種 別 合 計	504,796	466,582	191,497	196,989	123,811	128,874	116	167	328	125
1 年 以 下	67,644	62,725	17,271	21,103	5,501	4,032	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	95,435	71,459	16,274	14,553	13,429	9,457	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	38,177	37,798	18,034	16,594	19,979	19,540	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	26,656	39,645	13,599	19,506	12,887	20,138	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	90,127	91,164	42,803	40,400	47,323	49,763	—	—	—	—
10 年 超	119,027	121,557	83,085	84,368	24,690	25,941	—	—	—	—
期間の定めのないもの	67,728	42,232	427	462	—	—	116	167	—	—
残 存 期 間 別 合 計	504,796	466,582	191,497	196,989	123,811	128,874	116	167	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポートです。具体的には、国際機関発行の外国証券、現金等が含まれます。



自己資本の充実の状況等

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	229	1,672	1,902	218	1,694	1,913
当期増加額	218	1,694	1,913	191	1,848	2,039
当期減少額	229	1,672	1,902	218	1,694	1,913
目的使用	—	178	178	—	141	141
その他の	229	1,494	1,724	218	1,552	1,771
期末残高	218	1,694	1,913	191	1,848	2,039

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製造業	169	191	191	163	169	191	191	163	—	—
農業、林業	12	12	12	37	12	12	12	37	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	52	185	185	72	52	185	185	72	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	—	0	0	0	—	—	—
運輸業、郵便業	59	61	61	57	59	61	61	57	—	—
卸売業、小売業	87	101	101	174	87	101	101	174	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	337	304	304	398	337	304	304	398	—	—
物品賃貸業	2	2	2	4	2	2	2	4	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	20	19	19	19	20	19	19	19	—	—
宿泊業	317	199	199	350	317	199	199	350	—	—
飲食業	20	20	20	17	20	20	20	17	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	8	1	1	4	8	1	1	4	—	—
教育、学習支援業	24	23	23	—	24	23	23	—	—	—
医療、福祉	319	338	338	355	319	338	338	355	—	—
その他のサービス	22	27	27	20	22	27	27	20	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	219	204	204	172	219	204	204	172	—	—
合計	1,672	1,694	1,694	1,848	1,672	1,694	1,694	1,848	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポートの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	131,207	—	107,585
10%	—	23,142	—	22,910
20%	151,620	35,964	132,807	61,477
35%	—	14,966	—	11,798
50%	54,773	659	37,463	265
75%	—	49,752	—	50,240
100%	2,914	39,516	3,200	38,435
150%	—	32	—	63
200%	—	—	—	—
250%	—	244	—	332
1,250%	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—
合計	209,308	295,487	173,472	293,110

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限っており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・格付投資情報センター(R&I)
- ・日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ社(Moody's)
- ・スタンダード&プアーズ社(S&P)

2. エクスポートは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートは含まれておりません。

■(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポート	—	410	369	51,651	49,495	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への充分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、保証としては、信用保証協会、住宅融資保険、全国保証(株)が該当します。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める事務手続きにより、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。



自己資本の充実の状況等

■(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	令和3年度	令和4年度
	カレントエクスポートジャー方式	カレントエクスポートジャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度
① 派生商品取引合計	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—
(iii) 金関連取引	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—
② 長期決済期間取引	—	—
合計	—	—

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
2. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャー」は含まれておらずません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、投資信託の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「余裕資金運用管理規程」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

■(5) 証券化エクスポートジャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する事項)

該当ございません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポートジャー(再証券化エクスポートジャーを除く)

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートジャーの額	2,333	—	1,950	—
(i) 住宅ローン	—	—	—	—
(ii) 自動車ローン	—	—	—	—
(iii) その他の	2,333	—	1,950	—

b. 再証券化エクスポートジャー

該当ございません。

②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポート（再証券化エクスポートを除く）

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポートの残高				所要自己資本の額			
	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	1,332	—	949	—	19	—	12	—
50%～100%未満	1,000	—	1,000	—	27	—	26	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) その他の	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,333	—	1,950	—	46	—	39	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポートの残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポートの残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポート

該当ございません。

③保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ございません。

④証券化エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

■リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、余裕資金運用方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーターに該当する取引については、現在行っておりません。

■証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I) ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ ムーディーズ社(Moody's) ・ スタンダード&プアーズ社(S&P)



自己資本の充実の状況等

■(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,954	3,954	3,801	3,801
非上場株式等	1,670	1,670	1,651	1,651
合計	5,625	5,625	5,453	5,453

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	92	40
売却損	70	109
償却	0	–

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	471	627

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	–	–

■銀行勘定における出資その他これに類するエクspoージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された保有限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、ALM委員会において毎月検討しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他出資金等に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用管理規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	21,260	23,851
マンデート方式を適用するエクspoージャー	–	–
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	–	–
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	–	–
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	–	–

■(8)金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクを重要なリスクの一つと認識し、計測対象を預金・貸出金・有価証券等とし、毎月月末を基準に計測を実施、経営陣へ報告を行うとともに、ALM委員会・リスク管理委員会において検討協議を行い、資産負債の最適化及び業務の健全性に向けたリスクコントロールに努めています。

金利リスクが過大となった場合は、有価証券売却等で金利リスクを削減する方針です。また取引によるリスク削減手法として、ヘッジ取引は行っていません。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE(金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、内示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ。)及び△NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ。)並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、1.25年です。
- b. 流動性預金に割り当てられた金利改定の最長の金利改定満期は、5年です。
- c. 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

d. 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

e. 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、△EVE及び△NIIの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。なお金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。

f. スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

△EVEは、割引金利にスプレッド考慮して算出しています。△NIIの算出において、再投資のスプレッドは考慮していません。

g. 内部モデルの使用等△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

h. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

算出方法に変更はありません。△EVEの減少は、預金残高の増加によるものです。△NIIの減少は借用金残高の減少によるものです。

i. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である20%を超過していますが、月次ベースで、金利リスクを計測し、自己資本額と収益性及びリスクテイクを勘案し、適正に管理する体制としています。またルックスルールが困難なファンドへのショック幅は、簡便的かつ保守的な方法で行っています。また、△NIIの計測にあたり追隨率は、100%を使用しています。

②金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

a. 金利ショックに関する説明

△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、月次ベースで行うストレス・テスト等の実施にあたり、景気シナリオに基づく金利変動とし、結果をALM委員会等へ報告しています。

b. 金利リスク計測の前提及びその意味(特に開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦のため、月次で金利リスクをVaRなどにより計測しています。部門別に配賦された資本の範囲内で半期ごとにリスク限度額を設定し、預金貸出金・有価証券などの商品毎のVaR(保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99%)で計測されたリスク量が、リスク限度額内に収まるかモニタリングし、結果をALM委員会やリスク管理委員会に報告しています。



自己資本の充実の状況等

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク

項番		イ	口	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,208	14,810	1,183	1,408
2	下方パラレルシフト	0	0	0	7
3	ステイ一括化	11,610	11,857		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,208	14,810	1,183	1,408
8	自己資本の額		木 当期末	ハ 前期末	
		23,122		22,475	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. IRRBB(Interest Rate Risk in the Banking Book)は、市場リスクのうちトレーディング取引等を除くすべての金利に感応する資産・負債等の金利リスクをいいます。



開示項目一覧(信用金庫法第89条に基づく開示項目)

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	18
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	18
(3) 会計監査人の氏名又は名称	37
(4) 事務所の名称及び所在地	26、27

2. 金庫の主要な事業の内容

30~32、34

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	12、13
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	42
② 経常利益又は経常損失	42
③ 当期純利益又は当期純損失	42
④ 出資総額及び出資総口数	42
⑤ 純資産額	42
⑥ 総資産額	42
⑦ 預金積金残高	42
⑧ 貸出金残高	42
⑨ 有価証券残高	42
⑩ 単体自己資本比率	42
⑪ 出資に対する配当金	42
⑫ 職員数	42

(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、	
コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益除く。)	43
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	43
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利潤	42、43
エ. 受取利息及び支払利息の増減	43
オ. 総資産経常利益率	43
カ. 総資産当期純利益率	43
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	44
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び	
その他の区分ごとの定期預金の残高	44
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	45
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	45
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	46
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	45
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	45
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	43
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	48
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	48
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	48
エ. 預託率の期末値及び期中平均値	43

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	19、22、23
(2) 法令遵守の体制	20
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	5~10
(4) 金融ADR制度への対応	21

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は	
損失金処理計算書	36、37

(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額

① 本邦更生債権及びこれらに準ずる債権	47
② 危険債権	47
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	47
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	47
⑤ 正常債権	47

(3) 自己資本の充実の状況等

① 自己資本の構成に関する開示事項	51
② 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	14
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	14
ウ. 信用リスクに関する事項	22
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要	55
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要	56
カ. 証券化エクスポート・リースに関する事項	56、57
キ. オペレーションナル・リスクに関する事項	23
ク. 信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポート・リース又は株式等エクスポート・リースに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	58
ケ. 金利リスクに関する事項	59、60

③ 定量的な開示事項

ア. 自己資本の充実度に関する事項	52
イ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート・リース及び証券化エクスポート・リースを除く)	53~55
ウ. 信用リスク削減手法に関する事項	55
エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	56
オ. 証券化エクスポート・リースに関する事項	56、57
カ. 出資等エクスポート・リースに関する事項	58
キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート・リースに関する事項	58
ク. 金利リスクに関する事項	59、60

(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

① 有価証券	48、49
② 金銭の信託	49
③ デリバティブ取引	49

(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(6) 貸出金償却の額

(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

41

金融再生法開示債権の開示項目

1. 金融再生法開示債権の状況

1. 総代会の仕組み	16
2. 総代候補者選考基準	16
3. 総代の選任方法	16
4. 総代会の決議事項等	17
5. 総代の氏名等	17
6. 属性別構成比等に関する情報	17

2023

FUKUSHIN Disclosure

[編集・発行]

福島信用金庫 総合企画部

〒960-8660 福島市万世町1-5

TEL. (024) 522-8161(代)

<https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/>

